

流川・薬研堀地区の健全で魅力的な まちづくり推進計画

平成 19 年(2007 年) 5 月

流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会

流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進計画

策 定 趣 旨

流川・薬研堀地区は、中四国地方最大の繁華街・歓楽街であり、また深夜飲食店の数としては日本一というデータもあるなど、多数の市民、県民や観光客で賑わっています。

その一方で、犯罪密度は県下でトップであり、通りは自転車やはみ出し看板等で猥雑な環境になっています。

このため、安全でだれもが安心して楽しむことができる健全で魅力的なまちの実現を目指し、平成 18 年（2006 年）8 月から、地元をはじめ、国、広島県、広島県警察、広島市、関係機関・団体の代表者が参画している「流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会」において、平成 17 年度の「全国都市再生モデル調査」で取りまとめた 3 つの基本方針（歩きやすい歩行空間の確保、安全・安心な環境づくり、魅力的な商業地の形成）と 12 の取組方針、その方針に基づき実施する 31 の具体的な施策について、実効性の高い実施内容の検討に着手しました。

その後の約半年間、幹事会、特にワーキンググループを中心に構成員がそれぞれの立場で意見を述べ、協議・検討を重ねて、同モデル調査で取りまとめた 31 の「具体的な施策」と、現状の課題解決に向けた 8 つの「当面の取組」を着実に実行に移し、防犯対策とまちづくりを進めていくための推進計画を策定しました。

今後、本協議会は、構成員がそれぞれの役割に応じ協調して主体となり、流川・薬研堀地区について、多様な市民や団体等と連携・協働しながら、スケジュールを前倒しして実施するなど、常にスピード感を持って施策等を実施し、健全で魅力的なまちづくりを積極的に推進してまいります。

平成 19 年（2007 年）5 月

流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会

流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進計画

《 目 次 》

1．計画の策定にあたって

1-1．計画の性格と役割	1
1-2．策定の背景・必要性	2
1-3．計画の基本方向	3
1-4．流川・薬研堀地区の区域	4
1-5．計画の対象と計画の見直し	5
1-6．平成 17 年度全国都市再生モデル調査の実施結果について	6
1-7．流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会の設置	7
1-8．流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会等構成員名簿	8

2．個別計画

2-1．計画の総括	13
2-2．計画の具体的内容	14
(1) 歩きやすい歩行空間の確保	14
(2) 安全・安心な環境づくり	32
(3) 魅力的な商業地の形成	43
2-3．連携・協働による計画の展開イメージ	55

巻 末 資 料

資料 1．補足説明資料	56
資料 2．用語解説	64

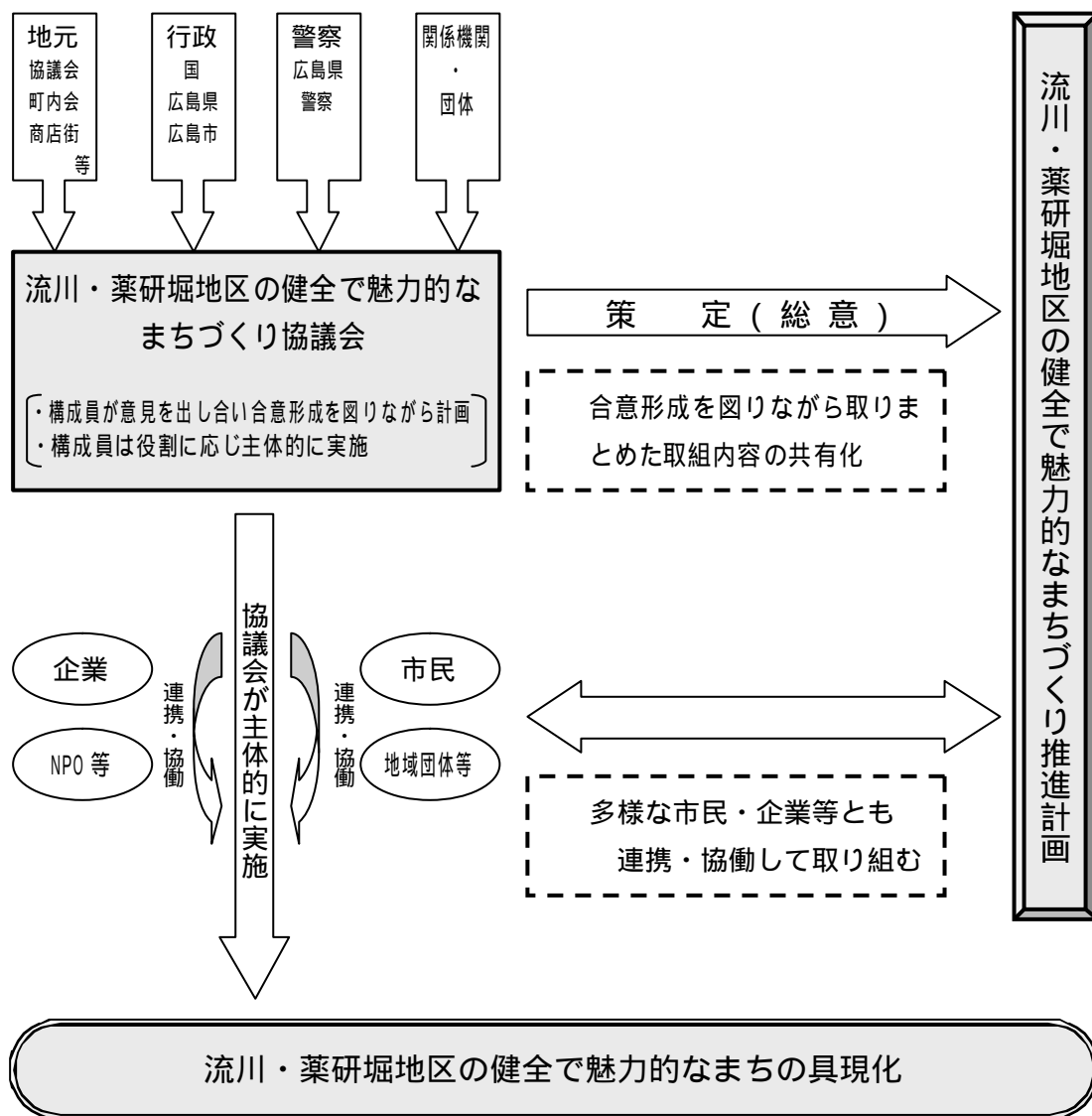
1. 計画の策定にあたって

1-1. 計画の性格と役割

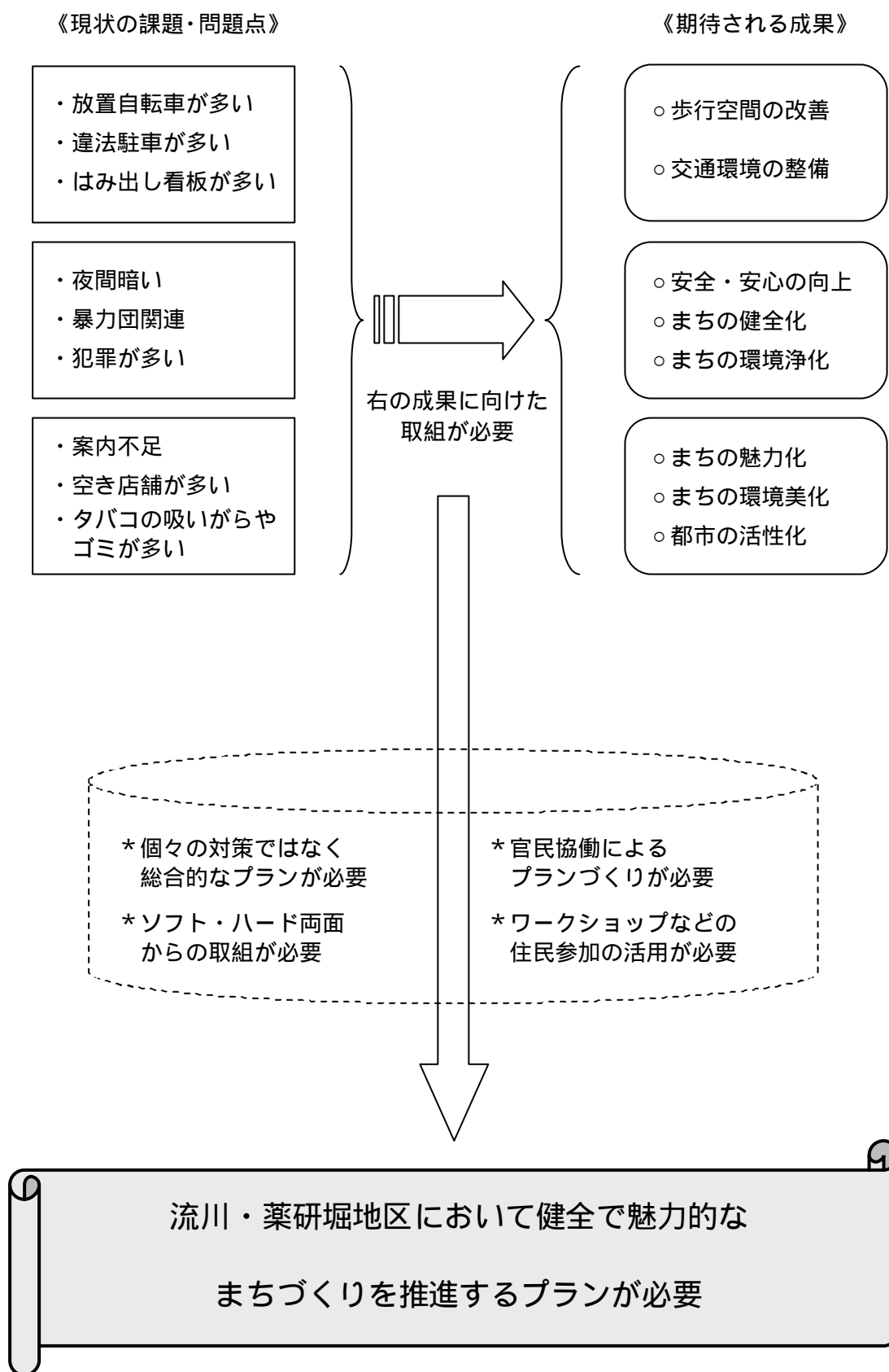
本計画は、「流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまち」の具現化に向け、協議会の構成員である地元、国、広島県、広島県警察、広島市、関係機関・団体が、それぞれ意見を出し合い、合意形成を図りながら、その具体的な実施内容について取りまとめたものであり、次のような性格と役割を持ちます。

合意形成を図りながら取りまとめた取組内容を共有化し、役割に応じて主体的に実施
多様な市民・企業等と連携・協働して取り組む

▼ 推進計画の性格と役割イメージ



1-2. 策定の背景・必要性



上記の《課題・問題点》は、平成 17 年度全国都市再生モデル調査において取りまとめたものから抜粋

流川 薬研堀地区の健全で魅力的なまちづく推進計画の概要と基本方向について

当面の取組：現状の課題に対し、すぐにも行う取組として
絞り込んだもの

当面の取組（カッコ内が主な当面の取組）

- ・ 放置自転車対策
（平和大通りの路上駐車を駐輪場へ転用、商店街等による自主的な駐輪対策の促進、等）
- ・ タクシー対策
（中央通りの規制緩和に向けた取組、マナーアップ対策、等）
- ・ 路上駐車対策
（薬研堀通りでの貨物車に限定した駐車禁止の解除を検討、違法駐車への指導・取締りの推進、等）
- ・ 店舗等のはみ出し看板対策
（通りの特性を活かした地元独自ルールづくり、等）

- ・ 美化清掃活動の促進
（清掃活動の継続実施・拡大(用具の提供、貸出等)、容器回収箱の設置依頼、等）
- ・ 空きビル・空き部屋対策
（賃貸借契約への暴力団及び違法風俗店排除の特約条項の盛り込みの徹底とルールづくり、等）
（魅力的な商業地の形成部会と連携）

- ・ ばい捨てゴミの対策
（清掃活動への支援の継続(用具の提供、貸出等)、自動販売機設置業者等に対する容器回収箱の設置依頼、等）
- ・ 放置ゴミ対策
（不法投棄者に対する指導・啓発を継続、等）
- ・ 空きビル・空き部屋対策
（定期的に空きビル等調査を実施、等）
（安全・安心な環境づくり部会と連携）

流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちの具現化

具体的な施策（短・中・長期の施策）

- ・ 歩道の整備や路側帯のカラー舗装化
- ・ 時間・区間指定の歩行者天国の実施
- ・ 駐輪場の整備（駐輪需要を踏まえて分散型の整備）
- ・ 東新天地駐輪場の24時間化
- ・ 商店街や店舗経営者・従業員等による自主的な駐輪対策の促進
- ・ 夜間撤去の継続的实施
- ・ 自転車等放置規制区域の拡大
- ・ タクシー待機場の設置
- ・ 貨物車駐車帯（荷さばきスペース）の設置
- ・ 路上駐車の取締り強化とともに規制緩和
- ・ 路上違反看板の地域の自主的な是正への取組

- ・ 活動拠点の整備（空き店舗などの活用）
- ・ 飲食店等との連携（ベースはリパークリナーン作戦）
- ・ 街路灯の整備
- ・ スーパー防犯灯等の整備
- ・ 住民等から定期的に意見聴取
- ・ 事業所自らが自衛のため防犯設備の設置に取り組む
- ・ 犯罪発生危険箇所等の定期的な点検（防犯診断）
- ・ 夜間パトロールの効率的な実施等
- ・ 空き店舗対策として、不動産業者やオーナーへの働きかけ
- ・ 条例改正に伴う取締りの強化、店舗（オーナーから従業員へ）の指導

- ・ 東新天地公共広場の改修(スロープ、照明灯整備)
- ・ 待ち合い場所の整備（公園・緑地のリニューアルや新たに整備）
- ・ お洒落な店などが立地する賑わい空間の創出
- ・ 街づくりに関するワークショップの実施
- ・ 空きビル、空き店舗対策
- ・ 公共空間を活用したイベントの開催
* オープンカフェや路上でのパフォーマンスなども検討
- ・ 通りの愛称命名（公募など）とともに、案内板を設置して、来街者にわかりやすい街を形成
- ・ 例えば薬研堀通りの修景整備（看板類の統一など）
- ・ ボランティアによる道路清掃等の実施
- ・ 新球場、JR広島駅、バスセンター、球場跡地、平和記念公園など周辺拠点との連携を図る交通手段について検討

基本方針

歩きやすい歩行
空間の確保

取組方針

- ・ 歩車分離の推進
- ・ 放置自転車対策の推進
- ・ 路上駐車対策の推進
- ・ 店舗等の看板対策の推進

安全・安心な環境
づくり

- ・ 継続性のある防犯活動の組織づくり
- ・ 防犯設備の充実（犯罪の起こりにくい環境づくり）
- ・ 暴力団や違法風俗店の排除
- ・ 客引き対策の推進

魅力的な商業地
の形成

- ・ 賑わいの創出
- ・ 街の案内の充実
- ・ 街並み景観の向上
- ・ 地区へのアクセス向上

1-4. 流川・薬研堀地区の区域

流川・薬研堀地区は、広島市の都心部のほぼ中央に位置し、紙屋町、八丁堀などで構成する都心核に近接する地区で、相生通り(県道広島海田線)、駅前通り(中1区駅前吉島線)、平和大通り(中1区比治山庚午線)、中央通り(中1区御幸橋三篠線)といった幹線道路がその外郭を形成している。

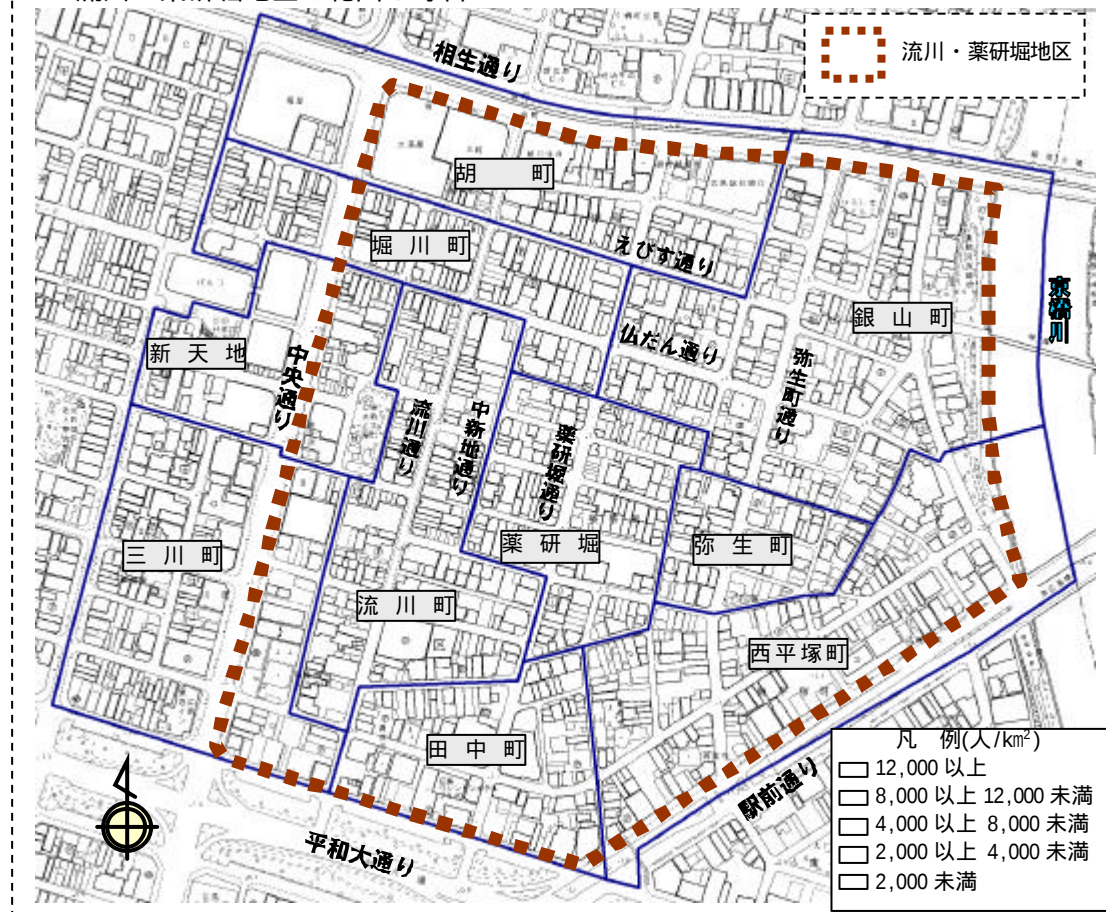
▼ 広島市都心部と流川・薬研堀地区(位置図)



出典：ひろしま都心ビジョン（平成17年(2005年)2月策定）をもとに作図

流川・薬研堀地区は、上記ビジョンに「飲食街地区」と位置づけられている

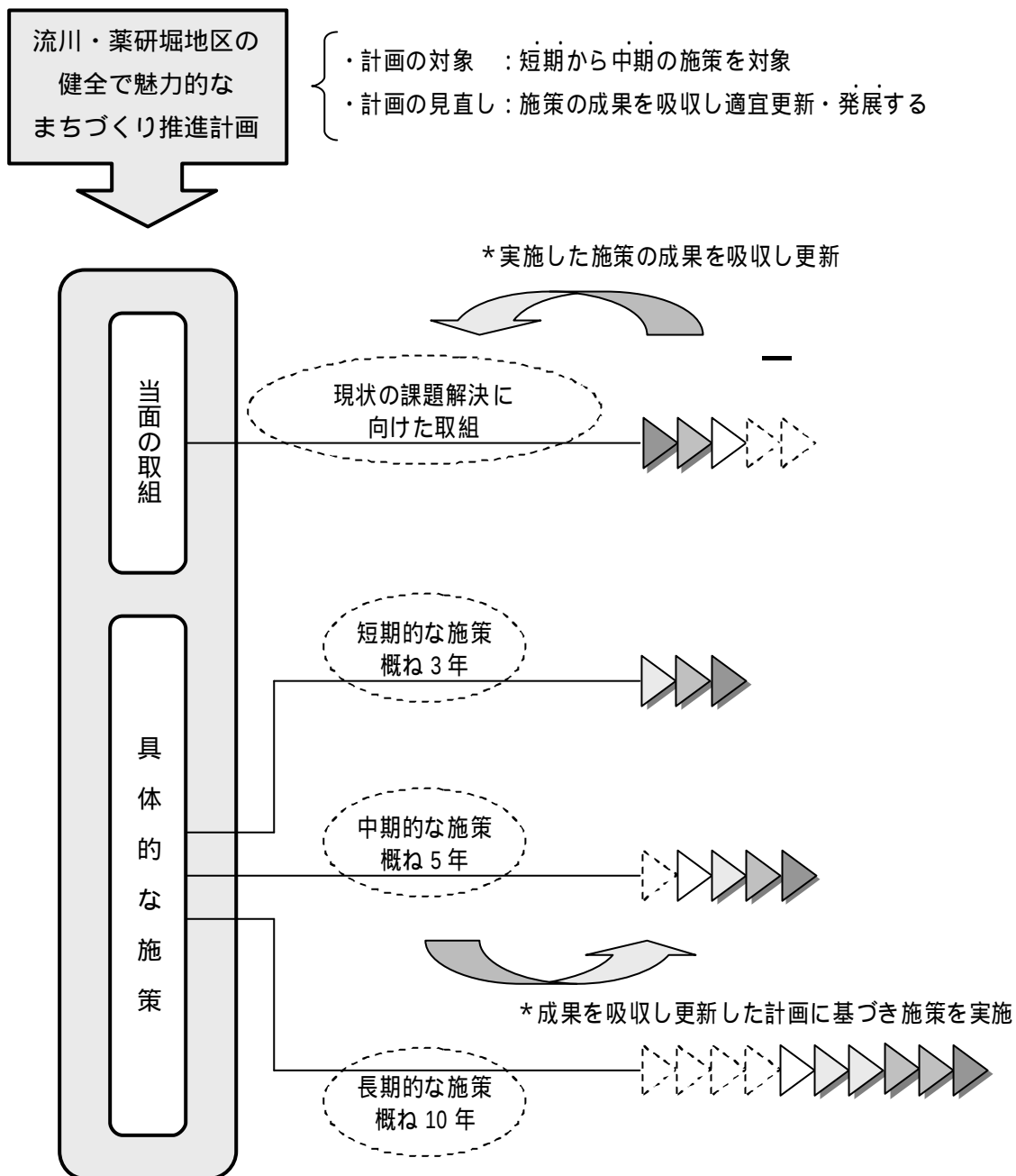
▼ 流川・薬研堀地区の範囲と町名



1-5. 計画の対象と計画の見直し

本計画は、主に短期(概ね 3 年)から中期(概ね 5 年)の施策を対象とし、実施した施策の成果を吸収し、適宜更新・発展させる計画とする。

▼ 計画の発展イメージ



1-6. 平成 17 年度全国都市再生モデル調査の実施結果について

(1) 調査名(事業名)

流川・薬研堀地区安全なまちづくりの推進調査

(2) 目的

流川・薬研堀地区は中四国地方最大の歓楽街を形成し、多くの市民や観光客で賑わっているが、その一方で、客引きや違法駐車、放置自転車、違法看板などで猥雑な環境になっている。

このような状況を踏まえ、同地区を、安全で安心して楽しめる活気と魅力のあるまちにするため、「防犯対策」と「まちづくり」を推進するための具体的な取組の方策について、実証実験等により検討した。

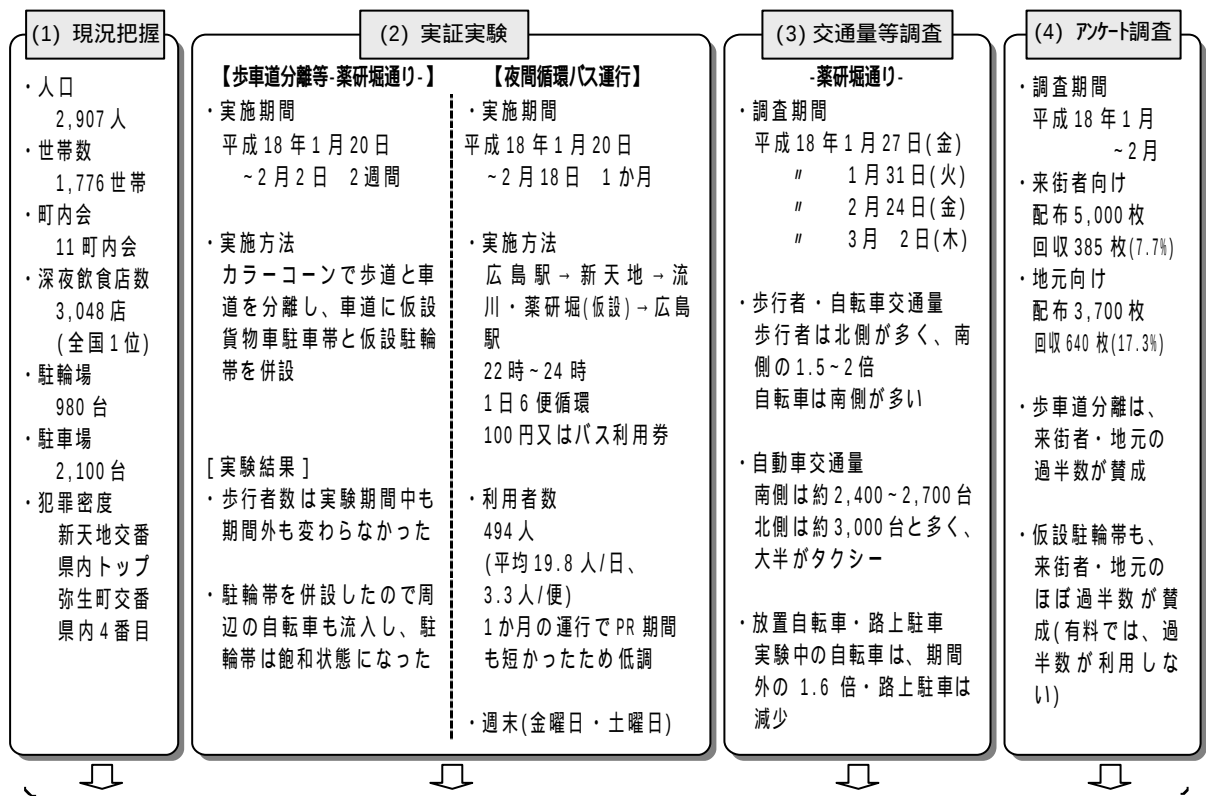
(3) 実施場所

中区流川・薬研堀地区（南北を平和大通りと相生通り、東西を駅前通り・京橋川と中央通りに囲まれた歓楽街一帯）

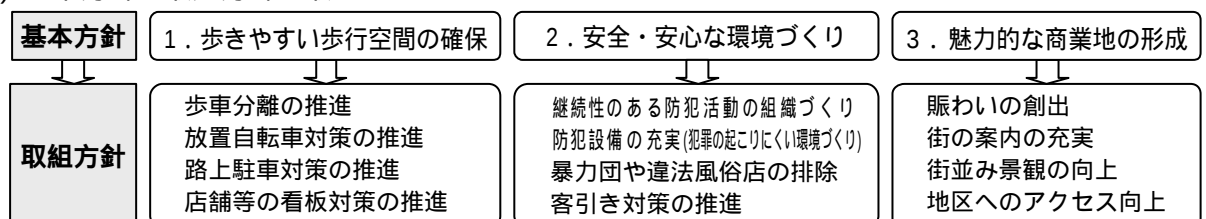
(4) 実施主体

広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、広島県警察、広島市

(5) 調査結果の概要



(6) 基本方針と取組方針の取りまとめ



1-7. 流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会の設置

(1) 目的

平成 17 年度、流川・薬研堀地区の「全国都市再生モデル調査」において、歩車道分離などの実証実験やアンケート調査、交通量調査などを、地元、県警、市の三者が協働して実施し、3 つの基本方針と 12 の取組方針、さらにこれらの実現化を目指す具体的な施策を取りまとめた。

また、平成 17 年(2005 年)6 月には、防犯対策とまちづくりの連携・協働により大都市の繁華街を安全・安心で魅力ある繁華街に再構築していくための先駆的な取組を進める全国都市再生プロジェクトの「モデル地域」11 か所のうちの 1 つに指定された。

平成 18 年度は、全国的にも注目され中四国地方唯一のこの地区の特色を最大限に生かして、上記調査で取りまとめた方針などを実現化していくため、地元、関係機関・団体をメンバーとする協議会を設置し、年度内に具体的な実施方法を検討し、実効性の高い推進計画を策定する。

(2) 協議会

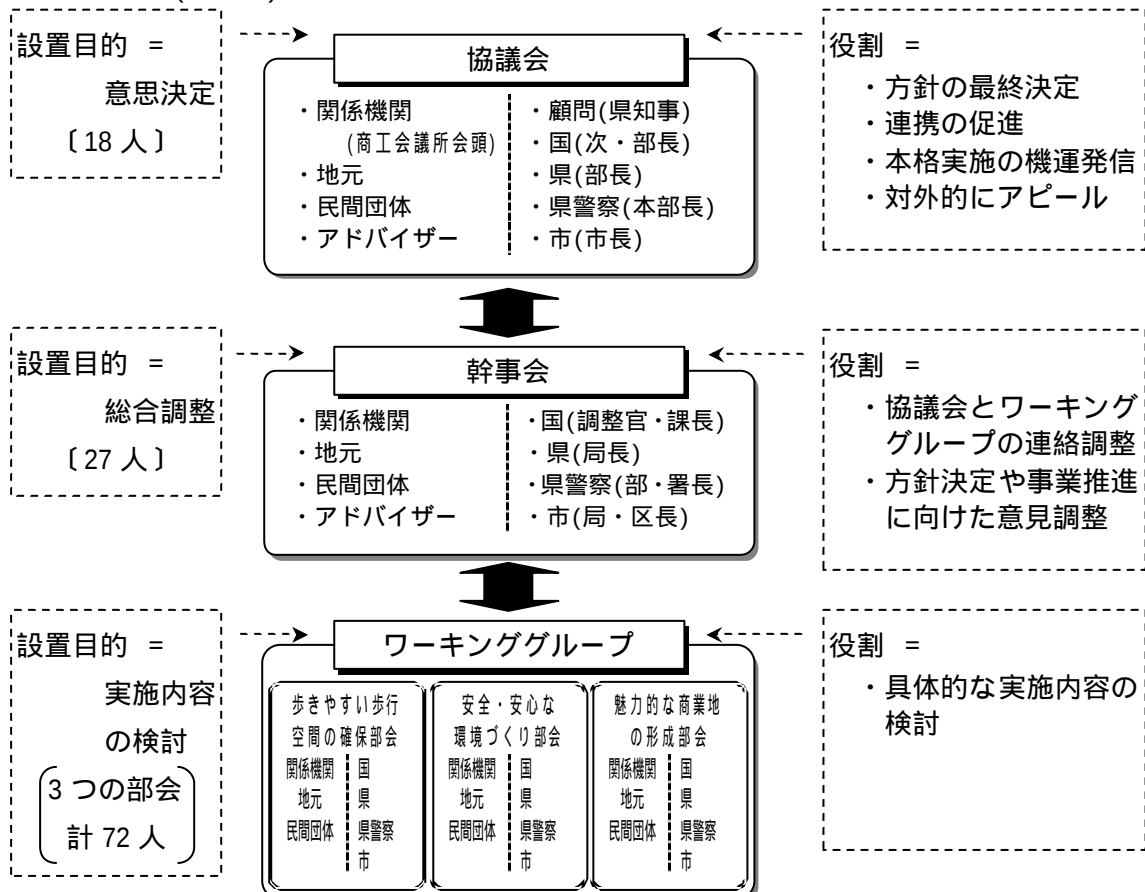
名 称：流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会

設置日：平成 18 年(2006 年)8 月 2 日(水) (事務局：広島市)

(3) 構成員

・国(広島入国管理局、中国地方整備局、中国運輸局) ・県(広島県県民生活部) ・県警察(広島県警察本部、広島中央警察署、広島東警察署) ・市 ・地元(広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、町内会等) ・関係機関(広島商工会議所、(財)暴力追放広島県民会議、(財)広島県交通安全協会、(社)広島県防犯連合会、(社)広島県タクシー協会、(社)広島県トラック協会等) ・関係団体(広島県遊技業協同組合等) ・アドバイザー(広島県弁護士会民暴委員長、広島大学助教授)

(4) 協議会の体系(概念図)



1-8. 流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会等構成員名簿

流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会名簿

平成 18 年(2006 年)8 月 2 日現在
[敬称

(顧問)
略]

機関名	役職	氏名	備考
広島県	知事	藤田 雄山	

(委員)

機関・団体名	役職	氏名	備考
法務省広島入国管理局	次長	三井 憲一	
国土交通省中国地方整備局	建政部長	永井 智哉	
国土交通省中国運輸局	自動車交通部長	尾田 和夫	
広島県	県民生活部長	山本 航三	
広島県警察本部	警察本部長	飯島 久司	
広島市	市長	秋葉 忠利	○進行役
広島商工会議所	会頭	宇田 誠	
広島市中央部安全・快適な街づくり協議会	会長	辻 登	
地元町内会（銀山町平塚地区町内会会長・中区社会福祉協議会会長）	会長	平中 義数	
財団法人 暴力追放広島県民会議	専務理事	岡野 政義	
財団法人 広島県交通安全協会	専務理事	後藤 増雄	
社団法人 広島県防犯連合会	専務理事	牟田 寛	
社団法人 広島県タクシー協会	専務理事	笹倉 賢治	
社団法人 広島県トラック協会	会長	小丸 法之	
広島県遊技業協同組合	理事長	池田 仁志	

(アドバイザー)

機関・団体名	役職	氏名	備考
広島弁護士会「民事介入暴力問題対策委員会」	委員長(辯護士)	森川 和彦	
広島大学大学院	社会科学部研究科 助教授	吉中 信人	

流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会幹事会名簿

平成 18 年(2006 年)8 月 29 日現在

(幹事)

[敬称略]

機関・団体名	役職	氏名	備考
法務省広島入国管理局	総務課長 首席入国警備官	渡邊 昇 松永登志夫	
国土交通省中国地方整備局	建政部都市調整官	宇随 幸雄	
国土交通省中国運輸局	自動車交通部旅客第二課長 同貨物課長	山崎 輝興 清水 正彦	
広島県	県民生活部 総務管理局长	郷力 和晴	
広島県警察本部	生活安全部長 交通部長	佐藤 輝保 西村 進	
広島中央警察署	署長	田中 孝壯	
広島東警察署	署長	田邊 誠	
広島市	市民局长	竹本 輝男	○進行役
広島市	中区長	木下 吾朗	
広島商工会議所	事務局長	石津 茂	
広島市中央部安全・快適な街づくり協議会	事務局長	山重 憲三	
地元町内会代表	胡町東町内会会長 薬研堀町内会会長	高橋 和弘 中村 泰忠	
地元商店街代表	広島市流川銀座商店街 会長	津田 昇	
財団法人 暴力追放広島県民会議	事務局次長	角 和宏	
財団法人 広島県交通安全協会	常務理事	中本 秀人	
社団法人 広島県防犯連合会	専務理事	牟田 寛	
社団法人 広島県生活衛生同業組合連合会	会長	佐々木克己	
社団法人 広島県タクシー協会	事務局長	宅重三十三	
社団法人 広島県トラック協会	専務理事	山根 徹吾	
広島県遊技業協同組合	理事長	池田 仁志	
日本政策投資銀行中国支店	次長	小林 成弘	

(アドバイザー)

機関・団体名	役職	氏名	備考
広島弁護士会「民事介入暴力問題対策委員会」	委員長(辯護士)	森川 和彦	
広島大学大学院	社会科学部研究科 助教授	吉中 信人	

流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会ワーキンググループ名簿

【歩きやすい歩行空間の確保部会】

平成 18 年(2006 年)9 月 15 日現在

[敬称

略]

機関・団体名	役職	氏名	備考
国土交通省中国地方整備局	広域計画課長	江角 忠也	
国土交通省中国運輸局	旅客第二課長	山崎 輝興	
広島県警察本部	生活環境課長	熊原 博幸	
広島県警察本部	交通企画課長	宇塚 良治	
広島中央警察署	生活安全課長	塩崎 孝恵	
広島東警察署	生活安全課長	西村 善貴	
広島東警察署	交通官	山本 学	
広島市	道路交通局 道路交通企画課交通環境担当課長	三木登土也	○部会長
広島市	道路交通局道路課長	三宅 幹雄	
広島市	中区管理課長	増村 健	
広島市中央部安全・快適な街づくり協議会	事務局長	山重 憲三	
銀山町町内会	会長	西原 幸二	
田中町町内会	会長	浅本 喬	
財団法人 広島県交通安全協会	安全活動推進課長	寺尾 邦昭	
社団法人 広島県タクシー協会	事務局長	宅重三十三	
社団法人 広島県トラック協会	業務課長	梶川 辰弘	
社団法人 広島県宅地建物取引業協会上支部	副支部長	後迫孝太郎	
広島市暴力追放監視防犯連合会	業務係長	山下 宏	
広島県社交飲食生活衛生同業組合	理事	上田 恵	
中国電力株式会社 広島営業所	配電計画課長	渡部 暁	
NTT 西日本-中国設備部サービスマネジメント部門	広島第三アクセス設備運営担当 課長	土屋 俊秀	
広島県遊技業協同組合	業務係長	山下 宏	
広島市廃棄物処理事業協同組合	七日会幹事長	角山 一丸	
広島小売酒販組合	理事(委員長)	重富 寛	

流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会ワーキンググループ名簿

【安全・安心な環境づくり部会】

平成 18 年(2006 年)9 月 15 日現在

[敬称

略]

機関・団体名	役職	氏名	備考
法務省広島入国管理局	渉外調整官	八剣 壮	
法務省広島入国管理局	統括入国警備官	井上 一彦	
広島県	青少年・地域安全室事業調整監	加藤 博時	
広島県警察本部	生活安全企画課長	中川 法幸	
広島県警察本部	生活環境課長	熊原 博幸	
広島県警察本部	地域課長	平石 廣司	
広島県警察本部	捜査第四課長	大本 昌則	
広島県警察本部	外事課長	森元 豊	
広島中央警察署	生活安全課長	塩崎 孝恵	
広島東警察署	生活安全課長	西村 善貴	
広島東警察署	交通官	山本 学	
広島市	市民局市民安全推進課長	道下 政幸	○部会長
広島市	中区 区政振興課地域連携・安全推進担当課長	井崎 礼子	
広島市	消防局予防課長	山崎 昌弘	
広島市	教育委員会 青少年育成部育成担当課長	石田 正博	
広島市中央部安全・快適な街づくり協議会	事務局長	山重 憲三	
流川町町内会	副会長	新崎 知生	
財団法人 暴力追放広島県民会議	事業課長	小田佳都人	
財団法人 広島県交通安全協会	安全活動推進課長	寺尾 邦昭	
社団法人 広島県防犯連合会	事務局次長	木戸 雅一	
社団法人 全日本不動産協会広島県本部	事務局長	稲葉 稔	
社団法人 広島県宅地建物取引業協会中支部	副支部長	岡本 洋三	
広島市暴力追放監視防犯連合会	業務第二課長	福本 正徳	
広島県社交飲食生活衛生同業組合	理事	笹木 大作	
広島県遊技業協同組合	業務第二課長	福本 正徳	
広島東警察署連絡協議会少年補導協助力員	副会長	福井 敏光	

流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会ワーキンググループ名簿

【魅力的な商業地の形成部会】

平成 18 年(2006 年)9 月 15 日現在

[敬称

略]

機関・団体名	役職	氏名	備考
国土交通省中国地方整備局	都市・住宅整備課長	山口 陽	
国土交通省中国運輸局	交通企画課長	輕部 努	
広島県警察本部	生活安全企画課長	中川 法幸	
広島県警察本部	生活環境課長	熊原 博幸	
広島県警察本部	交通企画課長	宇塚 良治	
広島中央警察署	生活安全課長	塩崎 孝恵	
広島東警察署	生活安全課長	西村 善貴	
広島東警察署	交通官	山本 学	
広島市	都市活性化局 都心活性化推進課長	向井 隆一	○部会長
広島市	経済局 経済振興課産業支援担当課長	滝川 卓男	
広島市	中区区政振興課長	庄垣内秀紀	
広島商工会議所	商業振興チームリーダー	田中 豊光	
広島市中央部安全・快適な街づくり協議会	事務局長	山重 憲三	
堀川町? 屋町内会	会長	久保田育造	
財団法人 広島県交通安全協会	安全活動推進課課長補佐	三宅 章夫	
社団法人 全日本不動産協会広島県本部	本部長	倉橋 俊雄	
社団法人 広島県宅地建物取引業協会	事務局長	神谷 勇	
社団法人 広島県観光連盟	事務局次長	星川 正文	
社団法人 広島県バス協会	事務局長	藤本 宏二	
広島県社交飲食生活衛生同業組合	理事	川平知佳子	
広島市廃棄物処理事業協同組合	七日会副幹事長	元山 博海	
広島広告協会	事務局長	織田 秀樹	

2. 個別計画

2-1. 計画の総括

1. 歩きやすい歩行空間の確保	当面の取組	- 放置自転車対策 p14 - タクシー対策 p15 - 路上駐車対策 p16 - 店舗等のはみ出し看板対策 p17	・ 3～7の平成19年度の取組を記述
	具体的な施策	1 歩道の整備や路側帯のカラー舗装化 p18 2 時間・区間指定の歩行者天国の実施 p22 3 駐輪場の整備(駐輪需要を踏まえて分散型の整備) p23 4 東新天地駐輪場の24時間化 p24 5 商店街や店舗経営者・従業員等による自主的な駐輪対策の促進 p25 6 夜間撤去の継続の実施 p26 7 自転車等放置規制区域の拡大 p27 8 タクシー待機場の設置 p28 9 貨物車駐車帯(荷さばきスペース)の設置 p29 10 路上駐車取締り強化とともに規制緩和 p30 11 路上違反看板の地域の自主的な是正への取組 p31	・ 8の平成19年度の取組を記述 ・ 9と10の平成19年度の取組を記述 ・ 11の平成19年度の取組を記述
2. 安全・安心な環境づくり	当面の取組	- 美化清掃活動の促進 p32 - 空きビル・空き部屋対策 p33 (魅力的な商業地の形成部会と連携)	・ 清掃活動を、2と8で地域団体との連携やパトロール活動を記述
	具体的な施策	1 活動拠点の整備(空き店舗などの活用) p34 2 飲食店等との連携(ベースはリパーククリーン作戦) p35 3 街路灯の整備 p36 4 スーパー防犯灯等の整備 p37 5 住民等から定期的に意見聴取 p38 6 事業所自らが自衛のため防犯設備の設置に取り組む p39 7 犯罪発生危険箇所等の定期的な点検(防犯診断) p40 8 夜間パトロールの効率的な実施等 p41 9 空き店舗の対策として、不動産業者やオーナーへの働きかけ - 10 条例改正に伴う取締りの強化、店舗(オーナーから従業員へ)の指導 p42	・ 9と同じ実施内容を記述のため、9は割愛 ・ は魅力的な商業地の形成部会とは取締りの点と新たに魅力を打ち出していく点を分担している
3. 魅力的な商業地の形成	当面の取組	- ばい捨てゴミの対策 p43 - 放置ゴミ対策 p44 - 空きビル・空き部屋対策 p45 (安全・安心な環境づくり部会と連携)	・ とは9の内容をゴミに特化して記述
	具体的な施策	1 東新天地公共広場の改修(スロープ、照明灯整備) p46 2 待ち合い場所の整備(公園・緑地のリニューアルや新たに整備) p47 3 お洒落なお店などが立地する賑わい空間の創出 p48 4 街づくりに関するワークショップの実施 p49 5 空きビル、空き店舗対策 - 6 公共空間を活用したイベントの開催 p50 * オープンカフェや路上でのパフォーマンスなども検討 7 通りの愛称命名(公募など)とともに、案内板を設置して、来街者にわかりやすい街を形成 p51 8 例えば薬研堀通りの修景整備(看板類の統一など) p52 9 ボランティアによる道路清掃等の実施 p53 10 新球場、JR 広島駅、バスセンター、球場跡地、平和記念公園など周辺拠点との連携を図る交通手段について検討 p54	・ 5と同じ実施内容を記述のため、5は割愛

施策の実施にあたっては、地元や関係者の合意が必要であり、法制度や予算上の制約もあり、計画どおりの進展が難しいことも想定されるが、目標に向け、今後具体的に取り組むべき施策として列挙する。

2-2 計画の具体的内容

(1) 歩きやすい歩行空間の確保

当面の取組

施策名	番号	放置自転車対策
取組方針	放置自転車対策の推進	
1. 現状	中央通りから薬研堀通りの間やその周辺のほとんどの通りにおいて放置自転車等が多く、歩行者にとって歩きにくいだけでなく、点字ブロック、消火栓、防火水槽等の使用の障害となるなどの悪影響が生じている(平成17年度の全国都市再生モデル調査時には約2,400台の放置自転車等があり、特にこの地区の北側が多かった)。 このため、平成18年度から、市と警察と地元がタイアップして、夜間の放置自転車等の撤去を毎月2回のペースで行うなど、本格的に実施するとともに、駐輪指導や啓発等も行い、環境浄化と障害者をはじめ市民が安心して通行できるように努めている。 また、平成18年度は、4月1日から東新天地駐輪場の24時間化もスタートしたところであり、平成17年度に設置した、相生路上駐輪場、富士見路上駐輪場と合わせて、約1,000台が収容できるこの地区の駐輪場の利用が次第に増えている。	
2. 課題	- 地区の放置自転車を収容するための駐輪場が不足している。 市の財政状況では、駐車場設置のための新たな用地取得は困難。 - 放置規制の地域的なアンバランスが生じている。 撤去活動(夜間)は、流川・薬研堀地区の中で放置規制区域となっている流川通り以西の区域のみ実施している状況。 - 商店街や店舗の経営者、従業員等による不法駐輪を改善する必要がある。 特に夜間は、来街者よりも、従業員の放置が圧倒的に多い。 - 終日放置自転車が多い箇所は、通勤利用者への指導・啓発も必要である。 昼間は事務所等の通勤利用者が多くを占めている。	
3. 実施内容	- 駐輪場の整備(駐輪需要を踏まえて分散型の整備) - 平和大通りの路上駐車場を駐輪場へ転用 - 中央通りなどの大きな通りへの路上駐輪場の設置検討 - 駐輪場の空き情報の提供、高照度化 - 駐輪場への案内板の設置 - 商店街や店舗経営者・従業員等による自主的な駐輪対策の促進 - 薬研堀通りモデル区間での自主的な取組 - 会社等に通勤自転車の放置をしないよう要請(昼間駐輪対策) - 店舗等の経営者、従業員に対する指導啓発(夜間駐輪対策) - 自転車の飲酒運転の指導・取締り - 交通安全教育の充実 - リパークリール作戦時の積極的な広報、街頭放送、チラシ配布 - 既設駐輪場への利用促進 - 夜間撤去の継続実施 - 自転車等放置規制区域の拡大 薬研堀通りまでの放置規制区域の拡大を第一段階として実施	
4. スケジュール	平成19年度 → - 平和大通りの路上駐車場を駐輪場へ転用 ・ 中央通りなどの大きな通りへの路上駐輪場の設置検討 - 駐輪場の空き情報の提供、高照度化 ・ 駐輪場への案内板の設置 - 商店街等による薬研堀通りモデル区間での自主的な取組 - 会社等に通勤自転車の放置をしないよう要請(昼間駐輪対策) - 店舗等の経営者、従業員に対する指導啓発(夜間駐輪対策) - 自転車の飲酒運転の取締り ・ 交通安全教育の充実 ・ リパークリール作戦時の積極的な広報、街頭放送、チラシ配布 - 夜間の放置自転車の撤去拡充(区域、日数等) ・ 放置自動二輪車の夜間撤去による検挙、取締り - 薬研堀通りまで自転車等放置規制区域を拡大	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	広島市、広島県警察、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会	
7. 備考		

施策名	番号	タクシー 対策
取組方針	路上駐車対策の推進	
1. 現状	薬研堀通りではタクシーの走行が多く、歩行者が安心して歩ける状態にない。 (平成18年2月の交通量調査[18時～翌3時、9時間]では、一方通行の進入口の南側が約2,400～2,700台、出口の北側が約3,000台で、その大半がタクシーとなっている。) タクシーが中央通りに駐停車して客待ちしており、特に夜間は、両端の車道に数珠つなぎになっている。 タクシー利用者に対し、タクシーの総量が多い状況である。	
2. 課題	- 地区内や周辺にタクシーが待機できるスペースが少ない。 相生通り、鯉城通りは、夜間タクシーベイが設置されているが、タクシーの総量に比べると十分なスペースではない。 - 流川・薬研堀地区に流入するタクシーの量を減少させる必要がある。 地区内へ流入するタクシーについては、歩行者の安全のために、流入車両を制限するようなルールづくりが必要である。 - 中央通りの違法客待ちタクシーの対策が必要である。 中央通りの違法客待ちタクシーについては、取締りの強化やタクシー協会による組織的な指導や、ドライバー個人の資質の向上などが必要である。 タクシー利用者は違反をしているタクシーには乗車しないなどの取組が必要である。	
3. 実施内容	1. 流川・薬研堀地区周辺での対策 (1) 「中央通り」規制緩和に向けた取組 ア. タクシー取締りと中国運輸局による指導警告等を連携したマナー改善対策 イ. 中央通りの乗り場設置を含めた新ルールづくりの検討 ウ. ルールと並行した利用者のマナーアップ対策の推進 2. 指導、取締り関係 (1) タクシー業界に対する指導の継続強化 ア. 夜間街頭指導の継続強化(県警、運輸局、タクシー協会の連携による協働作業) イ. タクシー運転手への交通安全教育(ルール、マナー)の徹底(社内教育・街頭指導) (2) 監督官庁(中国運輸局)からの指導、行政処分の強化(タクシー運転者登録制度の活用) (3) タクシー利用者(乗客)に対するマナーアップ対策 ア. 利用者はタクシー乗り場から乗車するという利用者マナーの向上のための取組 イ. 横断歩道上など駐車違反をしているタクシーには乗車しないという利用者マナーの向上のための取組	
4. スケジュール	平成19年度 ・「中央通り」規制緩和に向けた取組 ・タクシー業界に対する指導の継続強化 ・監督官庁(中国運輸局)からの指導、行政処分の強化 ・タクシー利用者(乗客)に対するマナーアップ対策	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	実施主体：(社)広島県タクシー協会、広島県警察、中国運輸局 協力機関団体：広島市、(財)広島県交通安全協会、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会	
7. 備考		

施策名	番号	路上駐車対策
取組方針	路上駐車対策の推進	
1. 現状	地区内には、えびす通りと仏だん通りの2路線の一部の区間が、荷さばき中の貨物車に限り、昼間の時間帯(10：00～12：00、14：00～16：00)で駐車が可能になる規制がかかっている。 薬研堀通りでは、7時から19時までの時間帯(金曜日)で、約400台程度の荷さばき車両があり、朝9～10時と昼14～15時の2回ピークがある。 昼間は歩行者が少ないので、荷さばき車両と歩行者との交錯は比較的少ない。 平成18年2月の全国都市再生モデル調査における流川・薬研堀地区内の夜間の路上駐車は、約100台である。調査時点での路上駐車は、平和大通り側道で最も多く、次いで、もみじ銀行(旧広島総合銀行)東側となっている。また、南北軸をなす流川通り、薬研堀通りでも少数ながら路上駐車が見られた。当該地域は繁華街であり、救急車両の出動が多いが、路上駐車などが通行の支障になることがある。 地区内には、25箇所・約2000台収容の駐車場が深夜まで営業されており、駐車場経営者への聞き取り調査によれば、路上駐車約100台を収容することは十分可能な状況である。	
2. 課題	○平成18年6月からの駐車監視員導入による駐車違反の取締り強化により、荷さばき車両の駐車対策について、当該地区でも何らかの検討が必要である。 ○荷さばき作業を効率化するなど、作業時間が縮減できるような、事業者サイドでの改善策の検討が必要である。 ○違法駐車に対する重点的な取締りが必要である。 ○取締りとともに、地域ぐるみの組織的な対応が必要である。	
3. 実施内容	[貨物車駐車帯(荷さばきスペース)の設置] 1. 荷さばきスペースを確保するための具体的な取組 (1)歩行者、自転車、一般乗用車などの交通環境を踏まえ、薬研堀通りの歩車分離と整合した設置場所、運用方法について具体化 (2)作業中の貨物車に限り路上駐車が可能となる区間の追加(車道幅員6m以上が条件) (3)一部業者間で合意運用のあるコインパーキングなどを荷さばきスペースとして活用 [路上駐車取締り強化とともに規制緩和] 1. 違法駐車への指導、取締りの推進 (1)違反確認、取締りの強固な姿勢を堅持及び強化に向けた取組 (2)地元住民との協力体制の継続(リパークリナー作戦との連動) (3)駐車監視員の集中的な投入による取締り強化 (4)駐車違反に対する責任追及の徹底 2. 違法駐車抑制に向けた広報啓発活動の徹底 (1)店舗経営者等への広報啓発強化(自らの違反回避、取締り強化に対する理解など) (2)広報紙や企業・団体向けの講習、交通安全教育の場での広報活動(交通安全協会の協力)	
4. スケジュール	平成19年度 → ・薬研堀通りでの貨物車に限定した駐車禁止の解除の検討 (平成18年度に実施した中央通り以西での荷さばき社会実験結果等を踏まえ対策を検討) ・違法駐車への指導、取締りの推進 ・店舗経営者等への広報啓発強化(自らの違反回避、取締り強化に対する理解など) ・広報紙や企業・団体向けの講習、交通安全教育の場での広報活動(交通安全協会の協力)	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	実施主体：(社)広島県トラック協会、広島県警察、広島市、広島市廃棄物処理事業協同組合、広島小売酒販組合、 広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、商店街 協力機関団体：(財)広島県交通安全協会	
7. 備考		

施策名	番号	店舗等のはみ出し看板対策
取組方針	店舗等の看板対策の推進	
1. 現状	薬研堀通り等において、車道の両サイドの歩行者が通行できる白線(2mの幅員)部分いっぱい、店舗の看板がはみ出しているところがあり、歩きにくいところが相当数ある。	
2. 課題	○ これまでも、リパークリーン作戦や地元町内会によるパトロールにより、各店舗に道路上にあるはみ出し看板の撤去をお願いしてきている。 ○ しかし、一旦道路上から撤去されても、翌日には従来通り、道路上にはみ出して看板等を設置する店舗がほとんどの状況である。	
3. 実施内容	1. 違法看板の実態把握活動 地元ボランティア等により、実態把握活動を推進 2. 「宗右衛門町方式」による段階的な看板撤去対策の推進 (1) 地元ボランティア等を中心とした地元合意による撤去指導活動を展開する(地元協議会の設置) 「薬研堀通り」を第一段階のモデル事業として、地元合意による各飲食店等の看板引き下げの指導 (2) 指定した日に向けた一斉引き下げの実施 (3) 各店舗等への合意書の取り付け(最終合意活動) (4) 指定した日に向けた一斉撤去の実施 (5) 地元ボランティアとともに、街頭指導・警戒活動の展開 「リパークリーン作戦」時に、市・警察と連携した街頭指導等を積極的に推進し、見回り協働活動を展開 3. 取締りの強化 前記2の方策を推進するのと併行して、著しく通行の支障となる物件については、市・警察による道路法、道路交通法に基づく、指導警告を実施し、これに従わない場合は、積極的な検挙を実施 4. 広報啓発活動 違法看板の撤去については、「薬研堀通り」の歩車道分離対策の一環として取り組むため、放置自転車対策とともに、広報活動を積極的に展開	
4. スケジュール	平成 19 年度 → * 地元による実態調査 * 「宗右衛門町」方式による段階的な看板撤去対策の推進 (通りの特性を活かした地元独自のルールづくり: 地元合意に結びつける協議会の開催(薬研堀通りから第一段階実施) 指定した日に向けた一斉撤去の実施) * 取締りの強化 * 広報啓発活動	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	実施主体: 町内会 協力機関団体: 広島市、広島県警察	
7. 備考		

具体的な施策

施策名	番号	歩道の整備や路側帯のカラー舗装化
	1	
取組方針	歩車分離の推進	
1. 現状	南北方向は流川通りや薬研堀通りなど W=10m の 4 本の市道が骨格をなし、東西はえびす通りと仏だん通りの W=10m の 2 本の道路が骨格となっている。その他は W=4～9m で、多くの路線で、一方通行の規制により自動車の交通処理を行っている。 流川通りと仏だん通りの一部以外は歩道が整備されていない。 北側に幟町小学校の通学路が 3 本ある。(外郭の幹線道路は除く) 薬研堀通りについては、金曜日(ピーク)の 18 時から翌 3 時までの 9 時間の歩行者の断面交通量は、北側で約 4,200 人、南側で約 1,500 人となっており、北側が 2 倍以上多い。自転車の断面交通量は北側が約 360 台、南側が約 760 台と逆に南側が多い。これは、北側は公共交通の利便性が高いが、南側は低く、また、南側はアクセス手段として自転車が利用されていると考えられる。	
2. 課題	○歩行環境の整備を行う前段として、既存の道路空間を維持するための取組が必要である。 路上の看板、放置自転車の排除など。 ○地区の将来イメージに合った整備内容を検討する必要がある。 魅力的な夜の街をかもし出す歩行空間のあり方など。	
3. 実施内容	1. 地区の将来イメージに合った整備内容の検討 「魅力的な商業地の形成部会」での決定事項とすり合わせる 2. 整備の考え方 (1)地区内での優先順位の検討 ア. 薬研堀通りでの整備を第一段として取り組む イ. その他の通りの整備検討は、薬研堀通りの整備状況を踏まえ、実現可能性を探る。 (2)薬研堀通りの整備の進め方 ア. 理想系としては電線類地中化を念頭に入れる イ. 当面の実現可能な取組 部会では歩車分離を行うことで合意 【具体的な進め方(案) 地元と連携した段階的な整備手順】 1. 理想的な歩道幅員の検討、決定 ○路側帯のカラー化 ○LED(発光ダイオード)またはボラードの設置 ○歩道としての構造物(歩車道境界ブロック等)の設置 ○街路灯の改築 などについての検討 2. 整備の進め方についての地元合意 3. モデル区間(整備効果がわかる延長:150m 程度)を抽出し、決定した歩車道境界に路側線を引く 4. モデル区間内で、路上看板や放置自転車の排除を促す 5. 路側帯内に障害物がなくなれば、歩道整備を実施 6. モデル区間の整備効果の検証 7. 整備区間の延伸 8. 通りの美装化整備(看板の統一化、電柱の美装化等) 「魅力的な商業地の形成部会」での決定事項とすり合わせる	
4. スケジュール	平成 19 年度 ・薬研堀通りモデル区間(約 150m)を設定 決定した歩車道境界に路側線を引く ・モデル区間での取組を実施 路上看板、放置自転車の排除 歩車道分離の実施	平成 20 年度以降 ・路上看板、放置自転車の排除が徹底された区間から、順次、歩車道分離を実施
5. 概算事業費		
6. 実施主体	実施主体：広島市、町内会 協力機関団体：広島県警察	
7. 備考		

専門部会で検討

専門部会で検討

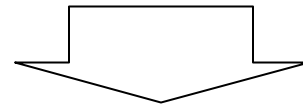
(参考) 歩きやすい歩行空間の確保部会における薬研堀通り整備の検討状況(その1)

平成 18 年(2006 年)10 月 13 日資料

第 1 回ワーキング(H18.9.15)《3 部会合同ワーキング》

テーマ：ワーキング検討内容・進め方について

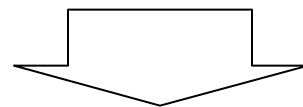
- 電線類地中化や歩車道分離等整備をどの通りから進めていくかを定める必要がある(地元代表)
- 歩道と車道を分離するイメージがわかる絵を示してもらいたい(地元代表)



地元町内会長等への説明会(H18.10.13)

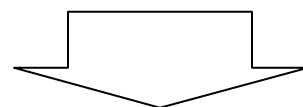
テーマ：薬研堀通りでの電線類地中化の課題と歩道整備イメージについて

- 地元の理想はあくまで電線類の地中化であるが、実現可能な取り組みについて、今回の説明内容を踏まえ、地元でも検討し、部会で考えていくことにしたい(地元代表)



第 2 回ワーキング(H18.10.24)

テーマ：薬研堀通りの整備イメージ等について



第 3 回ワーキング(H18.11.2)

テーマ：地区の整備方針、薬研堀通りの整備方法・内容について

地区内での優先順位の検討

- 薬研堀通りでの整備を第一弾として取り組み、理想形での歩道幅員を決定し、まずは歩車道境界とし路側線を引き、通りの中で路上看板や放置自転車が無くなった区間をモデル区間として整備する案を提案(広島市)

(部会決定事項)：薬研堀通りでの整備を第一弾として取り組む

歩道の幅員構成、構造の検討

- 駐車対策として、路側線を引くと同時に、ボラード(ポストコーン)を設置すべきである(広島県警察)
- 車道幅の物理的な制限は作業に支障がある(廃棄物処理組合ほか)

具体的な整備の進め方、構造は引き続き検討することになる

薬研堀通り景観整備イメージ

景観整備イメージ
(車道のカラー舗装化は地元施工による)

電線共同溝整備イメージ



歩道整備イメージ



舗装整備イメージ



上記整備の色彩、材質、排水施設などの構造については、あくまでイメージであり、これに限定するものではない

現 況



(参考) 歩きやすい歩行空間の確保部会における薬研堀通り整備の検討状況(その2)

第4回ワーキング(H18.11.8)

テーマ：薬研堀通りの整備方針・内容について

整備方針の確認

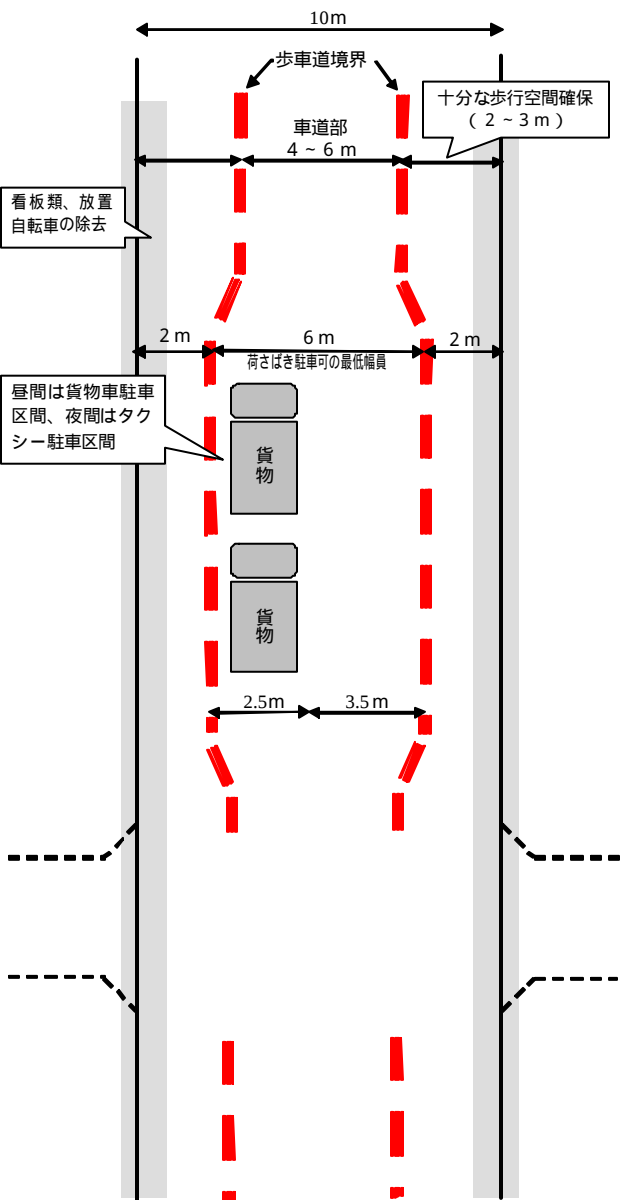
(部会決定事項)：歩きやすい歩行空間の確保というテーマのもと、薬研堀通りで何らかの方法で歩車道の分離を行う

歩道の幅員構成、構造の検討

- 車道幅を場所によって4~6mに変形させる案を話し合ったが、ボラード(ポストコーン)を設置する場合は、歩道両側2m、車道6mで通してほしいとの意見あり(酒販組合、廃棄物処理組合)
- 歩行者の歩きやすさの確保の観点からは、2mでは狭いとの意見も多い

薬研堀通りの交通実態を踏まえ、引き続き部会で理想的な幅員構成の検討を行うことになる

薬研堀通りの整備例(試案)



【整備課題】

- 歩車道分離に向けて合意が必要な事項
 - ・ 歩車道分離を行うことの合意
 - ・ 歩車道を分離する場合の位置(歩道幅の決定)
 - ・ 貨物車やタクシーの駐車可能な区間
 - ・ 路上の違法看板や放置自転車の撤去
 - ・ 当面の整備区間(モデル区間)
- 歩車道境界の構造(路側線、カラー舗装、ボラード、ポストコーン、歩車道境界ブロックなど)
- 交差道路の取り扱い(一般部と貨物車等の駐車可区間のすり合わせ)
- 現在の舗装を改良する必要があるか。

【歩道幅員の考え方】

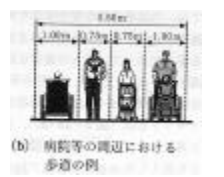
- 交通機能を考慮した幅員の設定(道路構造令 P229)

表2-12 多様な利用形態とその占有幅

多様な利用形態	占有幅
乳母車を押して歩く	0.75m
車を走して歩く	1.0m
両手に荷物を抱えて歩く	1.0m
車いすを押して歩く	1.0m
視覚障害者が盲導犬と歩く	1.5m
2人で話しながら歩く	1.5~2.5m
ウィンドラッシュングをする	1.5~2.0m
家族4人で並んで歩く	3.0m

出典：「KAS-B(ドイツ)」

例(道路構造令 P233)



歩車道分離の整備事例

区画線による歩車道分離の事例



一般の路側帯



駐停車禁止路側帯 + カラー舗装
(路側帯は軽車両通行可、車両の停・駐車禁止)

物理的な歩車道分離の事例



ボラード

ポストコーン



歩車道境界ブロック(セミフラット型)

歩車道境界ブロック(マウンドアップ型)

(参考) 歩きやすい歩行空間の確保部会における薬研堀通り整備の検討状況(その3)

第5回ワーキング(H18.11.27)

テーマ：これまでの総括、歩車道分離の新たな整備方法の提案について

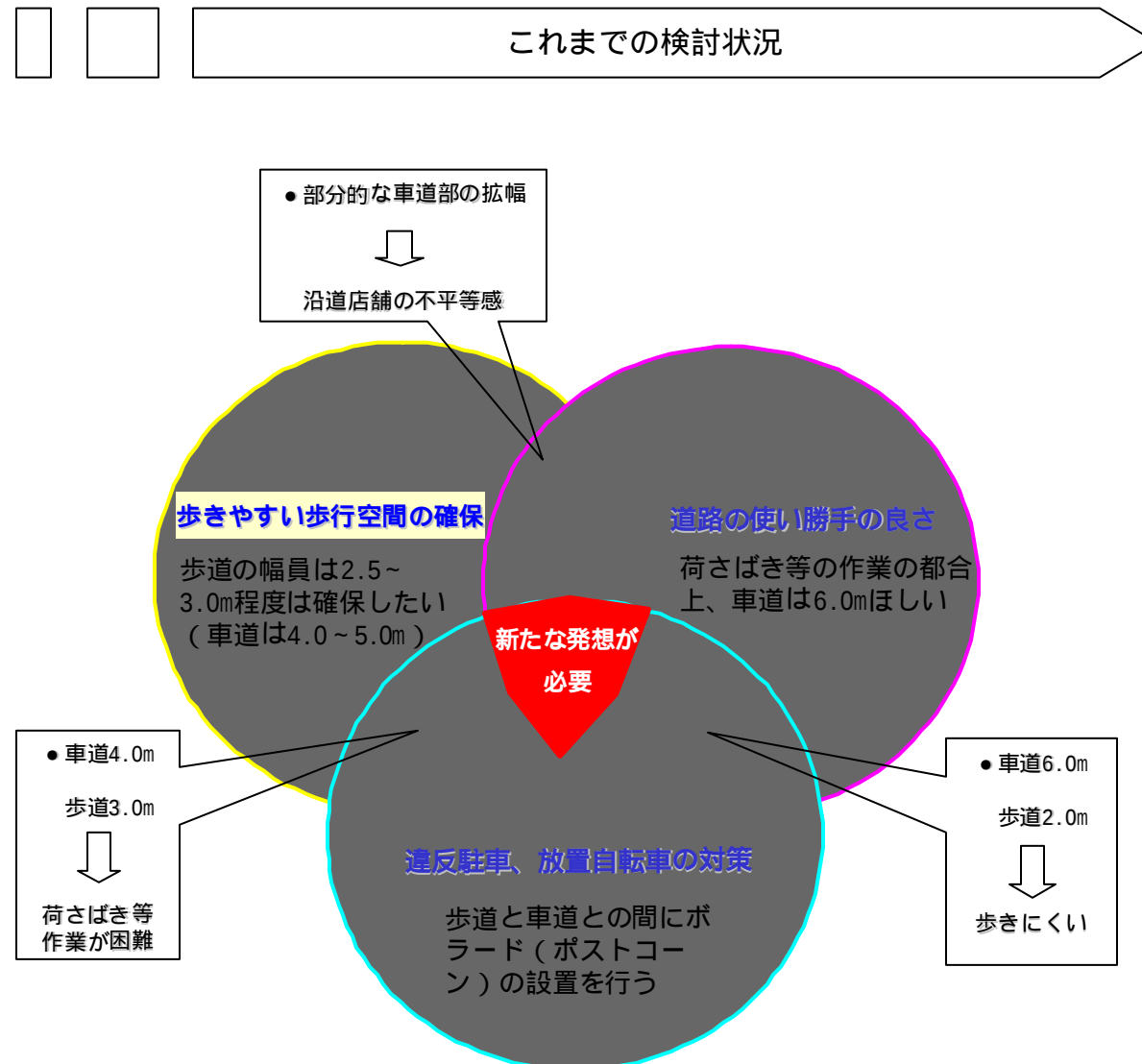
- これまでの検討では、歩行空間の確保、荷さばき作業のしやすさ、違反駐車対策等、流川・薬研堀地区が抱える様々な問題が提起され、歩車道分離の幅員構成の決定が行き詰まる

新たな整備方法の提案

- 昼間(荷さばき車両中心)と夜間(歩行者、タクシー中心)の交通状況を踏まえ、LED(発光ダイオード)を利用したリバーシブル歩道の提案を行う(広島市)
 - ・ 区画線やLEDの点灯の意味を一般の人が理解できるかが疑問(県警)
 - ・ 緊急時の通行等を考慮し、歩道は平面でカラー舗装を行い、ポラードは不要(中央署)
 - ・ 幅員を場所によって変える方法(荷さばきスペースの確保)は地元の了解は無理(地元代表)

(部会決定事項)：来年度は、モデル区間を設定し、看板、放置自転車の排除ができた地域から先行的に整備していく
整備の形態、幅員構成等は引き続き検討を行う

▼ 薬研堀通り歩車道分離の考え方



施策名	番号	時間、区間指定の歩行者天国の実施
	2	
取組方針	歩車分離の推進	
1．現状	南北方向は流川通りや薬研堀通りなど W=10m の 4 本の市道が骨格をなし、東西はえびす通りと仏だん通りの W=10m の 2 本の道路が骨格となっている。その他は W = 4 ～ 9m で、多くの路線で、一方通行の規制により自動車の交通処理を行っている。 流川通りと仏だん通りの一部以外は歩道が整備されていない。 北側に幟町小学校の通学路が 3 本ある。(外郭の幹線道路は除く) 薬研堀通りについては、金曜日(ピーク)の 18 時から翌 3 時までの 9 時間の歩行者の断面交通量は、北側で約 4,200 人、南側で約 1,500 人となっており、北側が 2 倍以上多い。自転車の断面交通量は北側が約 360 台、南側が約 760 台と逆に南側が多い。これは、北側は公共交通の利便性が高いが、南側は低く、また、南側はアクセス手段として自転車が利用されていると考えられる。	
2．課題	○歩行者天国があるかどうか整理する必要がある。 ○自動車交通への支障を十分に考慮する必要がある。 地区全体の交通処理方法の検討、駐車場位置との整合、タクシーや営業車両への影響など。 ○住民や商店街などの意向を把握し、地域ぐるみの取組として検討する必要がある。	
3．実施内容	1．歩行者天国の必要性について整理し、歩行者、自転車、一般乗用車、荷さばき車両、タクシーなどの交通実態や交通規制の現状、駐車場の位置などを踏まえた指定の検討 2．住民や商店街などの意向を把握し、地元合意のうえで、地域ぐるみの取組として検討	
4．スケジュール	平成 20 年度以降 → ・住民や商店街などの意向を把握し、地元合意のうえで、地域ぐるみの取組として検討	
5．概算事業費		
6．実施主体	実施団体：広島県警察、町内会 協力機関団体：広島市	
7．備考		

施策名	番号	駐輪場の整備
	3	(駐輪需要を踏まえて分散型の整備)
取組方針	放置自転車対策の推進	
1. 現状	中央通りから薬研堀通りの間やその周辺のほとんどの通りにおいて放置自転車等が多く、歩行者にとって歩きにくいだけでなく、点字ブロック、消火栓、防火水槽等の使用の障害となるなどの悪影響が生じている。 (平成 17 年度の全国都市再生モデル調査時には約 2,400 台の放置自転車等があり、特にこの地区の北側が多かった。) このため、平成 18 年度から、市と警察と地元がタイアップして、夜間の放置自転車等の撤去を毎月 2 回のペースで行うなど、本格的に実施するとともに、駐輪指導や啓発等も行い、環境浄化と障害者をはじめ市民が安心して通行できるように努めている。 また、平成 18 年度は、4 月 1 日から東新天地駐輪場の 24 時間化もスタートしたところであり、平成 17 年度に設置した、相生路上駐輪場、富士見路上駐輪場と合わせて、約 1,000 台が収容できるこの地区の駐輪場の利用が次第に増えている。	
2. 課題	○地区の放置自転車を収容するための駐輪場が不足している。 市の財政状況では、駐車場設置のための新たな用地取得は困難。 ○放置規制の地域的なアンバランスが生じている。 撤去活動(夜間)は、流川・薬研堀地区の中で放置規制区域となっている流川通り以西の区域のみ実施している状況。 ○商店街や店舗の経営者、従業員等による不法駐輪を改善する必要がある。 特に夜間は、来街者よりも、従業員の放置が圧倒的に多い。 ○終日放置自転車が多い箇所は、通勤利用者への指導・啓発も必要である。 昼間は事務所等の通勤利用者が多くを占めている。	
3. 実施内容	1. 平和大通りの路上駐車場を駐輪場へ転用 2. 中央通りなどの大きな通りへの路上駐輪場の設置検討 3. 河川敷での公共空間を活用した駐輪場の設置可能性検討 4. 民間スペース(駐車場や空きビルなど)を活用した駐輪場の確保 5. 駐輪場の空き情報の提供、高照度化 6. 駐輪場への案内板の設置 7. 東新天地広場の一部を駐輪場としての利用可能性の検討	
4. スケジュール	平成 19 年度	平成 20 年度以降
5. 概算事業費		
6. 実施主体	実施主体：広島市 協力機関団体：広島県警察、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、町内会、商店街、(社)広島県生活衛生同業組合連合会、広島県遊技業協同組合	
7. 備考		

施策名	番号	東新天地駐輪場の 24 時間化
	4	
取組方針	放置自転車対策の推進	
1. 現状	中央通りから薬研堀通りの間やその周辺のほとんどの通りにおいて放置自転車等が多く、歩行者にとって歩きにくいだけでなく、点字ブロック、消火栓、防火水槽等の使用の障害となるなどの悪影響が生じている。 (平成 17 年度の全国都市再生モデル調査時には約 2,400 台の放置自転車等があり、特にこの地区の北側が多かった。) このため、平成 18 年度から、市と警察と地元がタイアップして、夜間の放置自転車等の撤去を毎月 2 回のペースで行うなど、本格的に実施するとともに、駐輪指導や啓発等も行い、環境浄化と障害者をはじめ市民が安心して通行できるように努めている。 また、平成 18 年度は、4 月 1 日から東新天地駐輪場の 24 時間化もスタートしたところであり、平成 17 年度に設置した、相生路上駐輪場、富士見路上駐輪場と合わせて、約 1,000 台が収容できるこの地区の駐輪場の利用が次第に増えている。	
2. 課題	○ 地区の放置自転車を収容するための駐輪場が不足している。 市の財政状況では、駐車場設置のための新たな用地取得は困難。 ○ 放置規制の地域的なアンバランスが生じている。 撤去活動(夜間)は、流川・薬研堀地区の中で放置規制区域となっている流川通り以西の区域のみ実施している状況。 ○ 商店街や店舗の経営者、従業員等による不法駐輪を改善する必要がある。 特に夜間は、来街者よりも、従業員の放置が圧倒的に多い。 ○ 終日放置自転車が多い箇所は、通勤利用者への指導・啓発も必要である。 昼間は事務所等の通勤利用者が多くを占めている。	
3. 実施内容	平成 18 年度実施済	
4. スケジュール	平成 18 年度 → ・実施	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	広島市	
7. 備考		

施策名	番号	商店街や店舗経営者・従業員等による自主的な駐輪対策の促進
	5	
取組方針	放置自転車対策の推進	
1. 現状	中央通りから薬研堀通りの間やその周辺のほとんどの通りにおいて放置自転車等が多く、歩行者にとって歩きにくいだけでなく、点字ブロック、消火栓、防火水槽等の使用の障害となるなどの悪影響が生じている。 (平成 17 年度の全国都市再生モデル調査時には約 2,400 台の放置自転車等があり、特にこの地区の北側が多かった。) このため、平成 18 年度から、市と警察と地元がタイアップして、夜間の放置自転車等の撤去を毎月 2 回のペースで行うなど、本格的に実施するとともに、駐輪指導や啓発等も行い、環境浄化と障害者をはじめ市民が安心して通行できるように努めている。 また、平成 18 年度は、4 月 1 日から東新天地駐輪場の 24 時間化もスタートしたところであり、平成 17 年度に設置した、相生路上駐輪場、富士見路上駐輪場と合わせて、約 1,000 台が収容できるこの地区の駐輪場の利用が次第に増えている。	
2. 課題	○ 地区の放置自転車を収容するための駐輪場が不足している。 市の財政状況では、駐車場設置のための新たな用地取得は困難。 ○ 放置規制の地域的なアンバランスが生じている。 撤去活動(夜間)は、流川・薬研堀地区の中で放置規制区域となっている流川通り以西の区域のみ実施している状況。 ○ 商店街や店舗の経営者、従業員等による不法駐輪を改善する必要がある。 特に夜間は、来街者よりも、従業員の放置が圧倒的に多い。 ○ 終日放置自転車が多い箇所は、通勤利用者への指導・啓発も必要である。 昼間は事務所等の通勤利用者が多くを占めている。	
3. 実施内容	駐輪場利用の広報、啓発活動 (全体) 1. 既設駐輪場への利用促進(まだ余裕がある) (1) 駐輪場利用を促進するためのチラシ、案内看板の作成 (2) 放置自転車を食い止めるための有線放送や店内放送の拡充 2. 飲みに行く日は「自転車乗るまァデー」の呼びかけ 3. 自転車の飲酒運転の取締りの徹底 4. 色々な場を利用した交通安全教育、広報啓発活動 (昼間利用) 会社等を通じて通勤自転車の放置をしないよう要請 (夜間利用) 店舗等の経営者、従業員に対する指導啓発	
4. スケジュール	平成 19 年度以降 ・会社等に通勤自転車の放置をしないよう要請(昼間駐輪対策) ・店舗等の経営者、従業員に対する指導啓発(夜間駐輪対策)	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	実施主体：広島市中央部安全・快適な街づくり協議会 協力機関団体：広島市、広島県警察、(財)広島県交通安全協会	
7. 備考		

施策名	番号	夜間撤去の継続的实施
	6	
取組方針	放置自転車対策の推進	
1. 現状	中央通りから薬研堀通りの間やその周辺のほとんどの通りにおいて放置自転車等が多く、歩行者にとって歩きにくいだけでなく、点字ブロック、消火栓、防火水槽等の使用の障害となるなどの悪影響が生じている。 (平成 17 年度の全国都市再生モデル調査時には約 2,400 台の放置自転車等があり、特にこの地区の北側が多かった。) このため、平成 18 年度から、市と警察と地元がタイアップして、夜間の放置自転車等の撤去を毎月 2 回のペースで行うなど、本格的に実施するとともに、駐輪指導や啓発等も行い、環境浄化と障害者をはじめ市民が安心して通行できるように努めている。 また、平成 18 年度は、4 月 1 日から東新天地駐輪場の 24 時間化もスタートしたところであり、平成 17 年度に設置した、相生路上駐輪場、富士見路上駐輪場と合わせて、約 1,000 台が収容できるこの地区の駐輪場の利用が次第に増えている。	
2. 課題	○地区の放置自転車を収容するための駐輪場が不足している。 市の財政状況では、駐車場設置のための新たな用地取得は困難。 ○放置規制の地域的なアンバランスが生じている。 撤去活動(夜間)は、流川・薬研堀地区の中で放置規制区域となっている流川通り以西の区域のみ実施している状況。 ○商店街や店舗の経営者、従業員等による不法駐輪を改善する必要がある。 特に夜間は、来街者よりも、従業員の放置が圧倒的に多い。 ○終日放置自転車が多い箇所は、通勤利用者への指導・啓発も必要である。 昼間は事務所等の通勤利用者が多くを占めている。	
3. 実施内容	1. 夜間の放置自転車の撤去拡充(区域、回数等) 2. 引き続き、放置自動二輪車の夜間撤去による検挙、取締り	
4. スケジュール	平成 19 年度以降 → ・継続実施	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	広島市、広島県警察	
7. 備考		

施策名	番号	自転車等放置規制区域の拡大
	7	
取組方針	放置自転車対策の推進	
1. 現状	中央通りから薬研堀通りの間やその周辺のほとんどの通りにおいて放置自転車等が多く、歩行者にとって歩きにくいだけでなく、点字ブロック、消火栓、防火水槽等の使用の障害となるなどの悪影響が生じている。 (平成 17 年度の全国都市再生モデル調査時には約 2,400 台の放置自転車等があり、特にこの地区の北側が多かった。) このため、平成 18 年度から、市と警察と地元がタイアップして、夜間の放置自転車等の撤去を毎月 2 回のペースで行うなど、本格的に実施するとともに、駐輪指導や啓発等も行い、環境浄化と障害者をはじめ市民が安心して通行できるように努めている。 また、平成 18 年度は、4 月 1 日から東新天地駐輪場の 24 時間化もスタートしたところであり、平成 17 年度に設置した、相生路上駐輪場、富士見路上駐輪場と合わせて、約 1,000 台が収容できるこの地区の駐輪場の利用が次第に増えている。	
2. 課題	○ 地区の放置自転車を収容するための駐輪場が不足している。 市の財政状況では、駐車場設置のための新たな用地取得は困難。 ○ 放置規制の地域的なアンバランスが生じている。 撤去活動(夜間)は、流川・薬研堀地区の中で放置規制区域となっている流川通り以西の区域のみ実施している状況。 ○ 商店街や店舗の経営者、従業員等による不法駐輪を改善する必要がある。 特に夜間は、来街者よりも、従業員の放置が圧倒的に多い。 ○ 終日放置自転車が多い箇所は、通勤利用者への指導・啓発も必要である。 昼間は事務所等の通勤利用者が多くを占めている。	
3. 実施内容	1. 第一段階として、「薬研堀通り」までの自転車等放置規制区域の拡大を実施 2. 地区全体を自転車等放置規制区域に指定することを検討	
4. スケジュール	平成 19 年度 → 平成 20 年度以降 ・薬研堀通りまでの自転車等放置規制区域を拡大 → ・地区全体を自転車等放置規制区域に指定することを検討	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	広島市	
7. 備考		

施策名	番号	タクシー待機場の設置
	8	
取組方針	路上駐車対策の推進	
1. 現状	薬研堀通りではタクシーの走行が多く、歩行者が安心して歩ける状態にない。 (平成 18 年 2 月の交通量調査 [18 時～翌 3 時、9 時間] では、一方通行の進入口の南側が約 2,400 ～ 2,700 台、出口の北側が約 3,000 台で、その大半がタクシーとなっている。) タクシーが中央通りに駐停車して客待ちしており、特に夜間は、両端の車道に数珠つなぎになっている。 タクシー利用者に対し、タクシーの総量が多い状況である。	
2. 課題	○地区内や周辺にタクシーが待機できるスペースが少ない。 相生通り、鯉城通りは、夜間タクシーベイが設置されているが、タクシーの総量に比べると十分なスペースではない。 ○流川・薬研堀地区に流入するタクシーの量を減少させる必要がある。 地区内へ流入するタクシーについては、歩行者の安全のために、流入車両を制限するようなルールづくりが必要である。 ○中央通りの違法客待ちタクシーの対策が必要である。 中央通りの違法客待ちタクシーについては、取締りの強化やタクシー協会による組織的な指導や、ドライバー個人の資質の向上などが必要である。 タクシー利用者は違反をしているタクシーには乗車しないなどの取組が必要である。	
3. 実施内容	1. 流川・薬研堀地区内での混雑緩和 (1) 地区内のタクシー走行の円滑化 ア. 円滑に地区外へ流出させるため、地区内での流しタクシー経路の限定 イ. 歩行者、自転車、一般乗用車などの交通環境を踏まえた、タクシー走行のあり方検討(適正な経路や路上内の走行位置など) (2) 地区内でのタクシー待機、乗車スペースの確保 周辺の官公庁の駐車場や民間の大型駐車場の活用、歩車道分離対策に合わせたタクシー待機場の確保 2. 地区周辺での対策 (1) 「中央通り」規制緩和に向けた取組 ア. タクシー取締りと中国運輸局による指導警告等を連携したマナー改善対策 イ. 中央通りの乗り場設置を含めた新ルールづくりの検討 ウ. ルールと並行した利用者のマナーアップ改善対策の推進 (2) 規制緩和の方向性検討(上記が浸透したと判断できた段階で検討開始) ア. 規制緩和試行実施検討 イ. ルール・マナーの浸透度検証…アンケート実施、意見等の確認 ウ. 検討協議会による検証等、実施・方向性を決定 (3) 規制緩和措置 ア. ルールの協定化 イ. 路面表示等の環境改善対策 ウ. マナー推進のための広報啓発活動の展開 エ. 規制緩和開始 3. 指導、取締り関係 (1) タクシー業界に対する指導の継続強化 ア. 夜間街頭指導の継続強化(県警、運輸局、タクシー協会の連携による協同作戦) イ. タクシー運転手への交通安全教育(ルール、マナー)の徹底(社内教育・街頭指導) (2) 監督官庁(中国運輸局)からの指導、行政処分の強化(タクシー運転者登録制度の活用) (3) タクシー利用者(乗客)に対するマナーアップ対策 ア. 利用者はタクシー乗り場から乗車するという利用者マナーの向上のための取組 イ. 違反をしているタクシーには乗車しないという利用者マナーの向上のための取組	
4. スケジュール	平成 19 年度以降 ・「中央通り」規制緩和に向けた取組 ・タクシー業界に対する指導の継続強化 ・監督官庁(中国運輸局)からの指導、行政処分の強化 ・タクシー利用者(乗客)に対するマナーアップ対策 平成 20 年度以降 ・地区内のタクシー走行の円滑化 ・地区内でのタクシー待機、乗車スペースの確保 ・規制緩和の方向性検討及び措置	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	実施主体：(社)広島県タクシー協会、中国運輸局、広島県警察 協力機関団体：広島市、(財)広島県交通安全協会、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会	
7. 備考		

施策名	番号	貨物車駐車帯(荷さばきスペース)の設置
	9	
取組方針	路上駐車対策の推進	
1. 現状	地区内には、えびす通りと仏だん通りの2路線の一部の区間が、荷さばき中の貨物車に限り、昼間の時間帯(10:00~12:00、14:00~16:00)で駐車が可能になる規制がかかっている。 薬研堀通りでは、7時から19時までの時間帯(金曜日)で、約400台程度の荷さばき車両があり、朝9~10時と昼14~15時の2回ピークがある。 昼間は歩行者が少ないので、荷さばき車両と歩行者との交錯は比較的少ない。	
2. 課題	○平成18年6月からの駐車監視員導入による駐車違反の取締り強化により、荷さばき車両の駐車対策について、当該地区でも何らかの検討が必要である。 ○荷さばき作業を効率化するなど、作業時間が縮減できるような、事業者サイドでの改善策の検討が必要である。	
3. 実施内容	1. 荷さばきスペースを確保するための具体的な取組 (1) 歩行者、自転車、一般乗用車などの交通環境を踏まえ、薬研堀通りの歩車分離と整合した設置場所、運用方法について具体化 (2) 作業中の貨物車に限り路上駐車が可能となる区間の追加(車道幅員6m以上が条件) (3) 一部業者間で合意運用のあるコインパーキングなどを荷さばきスペースとして活用 2. 集配作業の効率化による荷さばき車両の駐車時間の縮減に向けた取組 (1) 端末荷さばき作業の効率化 (共同集配、ポケットローディングシステムの導入、トラック用パーキングメーターの整備など) (2) 共同集配場(地区内または地区外に新たに設置)での効率化作業	
4. スケジュール	平成19年度以降 ・荷さばきスペースを確保するための具体的な取組 ・薬研堀通りでの貨物車に限定した駐車禁止の解除を検討 (平成18年度に実施した中央通り以西での荷さばき社会実験結果等を踏まえ対策を検討) 平成20年度以降 ・集配作業の効率化による荷さばき車両の駐車時間の縮減に向けた取組	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	(社)広島県トラック協会、広島市、広島県警察、広島市廃棄物処理事業協同組合、広島小売酒販組合、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、商店街	
7. 備考		

施策名	番号	路上駐車取締り強化とともに規制緩和
	10	
取組方針	路上駐車対策の推進	
1．現状	平成 18 年 2 月の全国都市再生モデル調査における流川・薬研堀地区内の夜間の路上駐車は、約 100 台である。調査時点での路上駐車は、平和大通り側道で最も多く、次いで、もみじ銀行(旧広島総合銀行)東側となっている。また、南北軸をなす流川通り、薬研堀通りでも少数ながら路上駐車が見られた。当該地域は繁華街であり、救急車両の出動が多いが、路上駐車などが通行の支障になることがある。 地区内には、25 箇所・約 2000 台収容の駐車場が深夜まで営業されており、駐車場経営者への聞き取り調査によれば、路上駐車約 100 台を収容することは十分可能な状況である。	
2．課題	○違法駐車に対する重点的な取締りが必要である。 ○取締りとともに、地域ぐるみの組織的な対応が必要である。	
3．実施内容	1．違法駐車への指導、取締りの推進 (1) 違反確認、取締りの強固な姿勢を堅持及び強化 (2) 地元住民との協力体制の継続(リパークリーン作戦との連動) (3) 駐車監視員の集中的な投入による取締り強化 (4) 駐車違反に対する責任追及の徹底 2．違法駐車抑制に向けた広報啓発活動の徹底 (1) 店舗経営者等への広報啓発強化(自らの違反回避、取締り強化に対する理解など) (2) 広報紙や企業・団体向けの講習、交通安全教育の場での広報活動(交通安全協会の協力)	
4．スケジュール	平成 19 年度以降 ・違法駐車への指導、取締りの推進 ・店舗経営者等への広報啓発強化 (自らの違反回避、取締り強化に対する理解など) ・広報紙や企業・団体向けの講習、交通安全教育の場での広報活動 (交通安全協会の協力)	
5．概算事業費		
6．実施主体	実施主体：広島県警察 協力機関団体：広島市、(財)広島県交通安全協会、 広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、商店街、 (社)広島県生活衛生同業組合連合会	
7．備考		

施策名	番号	路上違反看板の地域の自主的な是正への取組
	11	
取組方針	店舗等の看板対策の推進	
1．現状	薬研堀通り等において、車道の両サイドの歩行者が通行できる白線(2mの幅員)部分いっぱい、店舗の看板がはみ出しているところがあり、歩きにくいところが相当数ある。	
2．課題	○ これまでも、リパークリーン作戦や地元町内会によるパトロールにより、各店舗に道路上にあるはみ出し看板の撤去をお願いしてきている。 ○ しかし、一旦道路上から撤去されても、翌日には従来通り、道路上にはみ出して看板等を設置する店舗がほとんどの状況である。	
3．実施内容	1．違法看板の実態把握活動 地元ボランティア等により、実態把握活動を推進 2．「宗右衛門町方式」による段階的な看板撤去対策の推進 (1)地元ボランティア等を中心とした地元合意による撤去指導活動を展開する(地元協議会の設置) 「薬研堀通り」を第一段階のモデル事業として、地元合意による各飲食店等の看板引き下げの指導 (2)指定した日に向けた一斉引き下げの実施 (3)各店舗等への合意書の取り付け(最終合意活動) (4)指定した日に向けた一斉撤去の実施 (5)地元ボランティアとともに、街頭指導・警戒活動の展開 「リパークリーン作戦」時に、市・警察と連携した街頭指導等を積極的に推進し、見回り協働活動を展開 3．面的規制への拡大 薬研堀通りの実施結果を踏まえ、他の町内会へ波及させ、面的規制への拡大を検討する 4．「魅力あるまちづくり」に向けた看板のあり方検討 全ての違法看板が道路上から撤去された段階で、魅力あるまちづくりの面から看板の必要性が提起された段階で、看板のあり方を検討 5．広報啓発活動 違法看板の撤去については、「薬研堀通り」の歩車道分離対策の一環として取り組むため、放置自転車対策とともに、広報活動を積極的に展開 6．各町内会・通り単位のリーダー制の導入 各通りを魅力あるものにし、違法看板の出現を防止していくため、リーダーを設け、通りごとの競い合いによる街のイメージづくりなど独創的な施策を展開	
4．スケジュール	平成 19 年度 → 平成 20 年度以降 → ・ 地元による実態調査 ・ 「宗右衛門町」方式による段階的な看板撤去対策の推進(通りの特性を活かした地元独自のルールづくり：地元合意に結びつける協議会の開催(薬研堀通りから第一段階実施) 指定した日に向けた一斉撤去の実施) ・ 取締りの強化 ・ 広報啓発活動 ・ 「面的規制」へ拡大 ・ 各町内会・通り単位のリーダー制の導入 ・ 「魅力あるまちづくり」に向けて看板のあり方の検討	
5．概算事業費		
6．実施主体	実施主体：町内会 協力機関団体：広島市、広島県警察	
7．備考		

(2) 安全・安心な環境づくり

当面の取組

施策名	番号	美化清掃活動の促進
取組方針	—	
1. 現状	“まちづくりの第一歩は清掃から”を合言葉に、平成15年度から、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会では放置自転車の啓発等を内容とするリバークリーン作戦(環境浄化作戦)を、また、町内会では夜回り等のパトロール活動を続けてきた。さらに、平成18年6月から、広島県社交飲食生活衛生同業組合青年部で結成された流川・薬研堀美化ピカ隊が街の清掃活動を開始し、同年10月以降は、リバークリーン作戦と合同で実施している。 各通りには、自動販売機に隣接して容器回収箱が設置されていないところがあり、容器等のごみが散乱しやすい状況にある。	
2. 課題	○開始されたばかりの街の清掃活動が先細りになることなく、今後も継続・拡大していくよう、より多くの人に積極的な参加を呼びかけるとともに、用具提供等の行政支援を継続する必要がある。 ○自動販売機周辺の容器の散乱を防ぐため、自動販売機業者等に対し、容器回収箱を設置するよう呼びかける必要がある。	
3. 実施内容	1 清掃活動の実施・継続 ・実施団体：流川・薬研堀美化ピカ隊 (社交飲食組合青年部50名及び街づくり協議会、関係団体で組織する清掃活動部隊) ・活動内容：「流川・薬研堀美化ピカ隊」が毎月1回、10班程度に分かれて、一人ひとりがほうきとちりとりを持って、路上に落ちているごみを清掃 ・広島市：用具の提供・貸出、ごみの回収・処理、広報等の協力・支援 2 自動販売機設置場所における容器回収箱の設置 広島市：ばい捨て等の防止に関する条例に基づき、業者に対し容器回収箱の設置を依頼 3 長期的な課題として、灰皿の設置のあり方について、諸条件や社会環境を踏まえ検討	
4. スケジュール	清掃活動 平成18年度 → ・流川・薬研堀美化ピカ隊の新たな参加・実施(毎月1回) 平成19年度以降 → ・清掃活動の継続実施・拡大 容器回収箱の設置 平成19年度以降 → ・自動販売機業者に対する容器回収箱の設置依頼	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、流川・薬研堀美化ピカ隊、広島市	
7. 備考		

施策名	番号	空きビル・空き部屋対策
取組方針	暴力団や違法風俗店の排除	
1. 現状	流川・薬研堀地区は、性風俗店が軒を連ね、風俗環境の退廃や街並みの無秩序が進む一方、暴力団や来日不良外国人などが暗躍し資金集めや情報交換の拠点となるなど、治安は憂慮すべき状況にある。 これらの犯罪組織などは、賃貸不動産の契約時には正当な業務を装って契約し、契約後に室内を改造するなど、その入居手口や営業方法は悪質・巧妙化している。 こうしたことから、暴力団や違法風俗店を排除する必要がある。	
2. 課題	○ビルの所有者や不動産業者、宅地建物取引業協会等と連携をとり、賃貸借契約を結ぶ際に、暴力団や違法風俗店を排除できる特約条項の盛り込みを行っている。 ○これら団体の会員への周知や協力が必要となるが、これらの会員以外にも周知し協力を求めることが必要となってくる。	
3. 実施内容	1 指導、取締りの強化 (1) 警察による指導、取締りを強化 (2) 暴力団排除の機運の醸成とともに、関係団体等による「暴力団、違法風俗店排除宣言（推進アピール）」を実施し、既存の暴力団組事務所等の撤去活動等の支援を実施（地域住民による、組事務所撤去訴訟、組事務所使用差し止め訴訟等の支援）」 (3) 歓楽街に乱立している、暴力団組事務所等の撤去訴訟の方法の教示や、訴訟を提訴した場合の支援活動を充実 （平成 19 年 1 月に、歓楽街の直近の中区東平塚町において、地域住民が指定暴力団五代目共済会有木組の組事務所使用差し止め請求を広島地裁に提出している事例有り） 2 暴力団や違法風俗店を排除し、新たな事業や店舗の入居の促進をセットで実施するにあたって、下記の事項を実施し、広島版の家守事業の展開を検討（魅力的な商業地の形成部会と連携） (1) ビルオーナーや不動産業者等に対する暴力団及び違法風俗店排除条項「賃貸借契約への特約条項」の盛り込みを徹底 （ビルオーナーや不動産業者等が特約条項の盛り込みについて協定を結び、徹底を図る） (2) 「特約条項」締結の促進のためのビルオーナーや不動産業者等におけるルールづくりを関係機関が連携しながら促進 （相互に情報交換を行い、申込みがあった時に警察へ連絡するなどのルールづくりを行う） (3) 空きビル・空き部屋の実態をビルオーナーや地元町内会等の協力を得ながら把握するとともに、ビルオーナーや不動産業者等が情報を共有化できるように、データベース化を推進 (4) 「特約条項」の締結促進等に向けたビルオーナー等を対象とした「勉強会」、にまちづくりに沿った入居を促進するための勉強会を兼ねた空きビル等の「物件ツアー」を開催 3 外国人が事業を運営、又は報酬を受ける活動をしようとする場合は、外国人登録証明書で在留資格を確認し、事業運営、報酬を受ける活動が可能である在留資格（永住者、特別永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者）以外の場合には、就労資格証明書の提示を求める	
4. スケジュール	平成 18 年度 ・地元町内会等の協力により空き店舗等の現況調査、・他都市の事例調査 平成 19 年度 ・排除特約条項の盛り込みの徹底とルールづくり ・地元等の意向調査・家守事業の検討 ・勉強会と物件ツアーの開催 平成 20 年度以降 ・勉強会と物件ツアーの開催 ・空き店舗情報のデータベース化、共有化の検討、推進	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	実施主体：広島市、町内会 協力機関団体：広島県警察、(社)全日本不動産協会広島県支部、(社)広島県宅地建物取引業協会、(社)広島県防犯連合会、(財)暴力追放広島県民会議、広島市暴力追放監視防犯連合会	
7. 備考		

具体的な施策

施策名	番号	活動拠点の整備（空き店舗などの活用）
	1	
取組方針	継続性のある防犯活動の組織づくり	
1．現状	堀川町に地元の町内会長が個人で建てられた「あんしんセントラルステーション」は、その周囲の監視をはじめ、地元町内会パトロール隊の集合場所や警察官の立寄り場所等になるなど、地元の防犯活動の拠点になっている。 この度、流川・葉研堀美化ピカ隊の清掃活動が新たに開始され、このような活動が今後とも一層広がることが望まれるが、そのために必要となる、町民や事業者等が防犯対策やまちづくりに関する意見を交換したり、ワークショップを行うことができるような活動の場が現状において十分に確保されていない。	
2．課題	○活動用の資機材を保管したり、まちづくりに関する意見の交換や、ワークショップを行うことができるような活動の場が必要であるが、経費面で新たな施設を整備することは現実的でないため、空き店舗の活用や他の施設の転用など負担のかからない方法により、活動の拠点をさらに増やしていくことが必要である。	
3．実施内容	地元が主体的に安全・安心なまちづくりを進める気運を高めながら、空きビル・空き部屋対策における実態調査で把握した空き店舗や他の施設の転用などを模索して、「あんしんセントラルステーション」のような活動拠点の整備・拡充を目指す	
4．スケジュール	平成 18 年度 → ・地元町内会等の協力により空き店舗等の現況調査を実施 平成 19 年度以降 → ・空き店舗や他の施設の転用などを検討し促進	
5．概算事業費		
6．実施主体	実施主体：町内会、(社)全日本不動産協会広島県支部、 (社)広島県宅地建物取引業協会 協力機関団体：広島市	
7．備考		

施策名	番号	飲食店等との連携(ベースはリパークリーン作戦)
	2	
取組方針	継続性のある防犯活動の組織づくり	
1. 現状	これまで、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会主催のリパークリーン作戦や地元町内会による夜間パトロール活動が行われ、組織的に継続して防犯活動が行われてきた。また地元町内会や地元商店街においては、独自に防犯カメラを設置され、犯罪の摘発や抑止力にも大きな効果を発揮している。 この地区の2つの交番における最近5年間の犯罪認知件数を見ると、平成13年に1,331件であったものが平成17年には682件と半減しており、このような取組の成果が大きいと考えられる。 また、本年は、地元社交飲食同業組合青年部による「流川・薬研堀美化ピカ隊」が新たに発足し、ゴミ拾いや落書き消し等により道路や建物の壁面等の清掃活動が実施され、今後毎月継続して行われることになっている。	
2. 課題	○流川・薬研堀地区の深夜飲食店数は、全国屈指の3,000店を超す店舗が店を構えており、自らが違法営業を行わないことはもちろんのこと、犯罪組織に屈さないためにも、組織力をもって継続して防犯活動に取り組むことが必要である。	
3. 実施内容	1 防犯活動に取組と関係事業者間のネットワークづくり 流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会の参画機関・団体をはじめ、地元で営業している店舗や関係団体などと連携を保ち、横断的・包括的な組織力を持って、犯罪情報や緊急通報等の共有化を推進し、防犯活動に取り組むとともに、関係事業者間のネットワークづくりを促進 2 ネットワークの構成メンバー (1) 本協議会の構成員 ア 町内会、商店街、広島県生活衛生同業組合連合会 イ 広島県遊技業協同組合、広島県タクシー協会、広島県トラック協会 ウ 広島県防犯連合会、暴力追放広島県民会議、広島市暴力追放監視防犯連合会、等 (2) 地元で営業している店舗や関係団体等 ア コンビニエンスストア、薬局、酒屋、飲食店、等 イ 地域安全推進員、職域安全推進連絡員、少年補導協助力員、少年指導委員、青少年指導員、等 3 組織連携の進め方 各組織間の協力連携の強化により地元の店舗等を防犯連絡の拠点とし、防犯活動に取り組むとともに、関係事業者間のネットワークづくりを促進	
4. スケジュール	平成19年度 ・コンビニエンスストア等を防犯ボランティア等が立ち寄る防犯連絡の拠点づくりや関係事業者間のネットワークづくりのための検討組織の設立と内容検討 平成20年度 ・防犯連絡の活発化や関係事業者の増加等による拠点づくりの促進 平成21年度以降 ・防犯連絡の拠点づくりと関係事業者間のネットワークづくりの実現	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	実施主体：広島市 協力機関団体：広島県警察、町内会、商店街、(社)広島県生活衛生同業組合連合会、(社)広島県防犯連合会、(財)暴力追放広島県民会議、広島県遊技業協同組合、広島市暴力追放監視防犯連合会	
7. 備考		

施策名	番号	街路灯の整備
	3	
取組方針	防犯設備の充実(犯罪の起こりにくい環境づくり)	
1. 現状	平成 17 年度の全国都市再生モデル調査において、流川・薬研堀地区内において、180 箇所の暗がり調査を実施した。 その結果、42 箇所において、必要な照度を確保すべきとされている 3 ルクスを下回っていることが判明した。 その数値が低い場所が、京橋川右岸の河岸緑地周辺などや東側の街角に多く、地元住民や通行人等からも特に河岸緑地一帯が夜間暗いので、改善してほしいという声が寄せられている。	
2. 課題	○暗い場所や見通しの悪い場所において、犯罪が発生しやすい。 ○このため、特に暗い京橋川右岸の河岸緑地周辺などや地区内の街路において、犯罪を防止する観点から、周囲の見通しを確保するよう、防犯灯を兼ねた街路灯を設置する必要がある。	
3. 実施内容	1 街路灯を増設して明るい街にするとともに、犯罪の抑制につなげる 2 京橋川右岸の河岸緑地をはじめ地区内の街路において、暗い場所へ順次設置 3 防犯効果が高いと言われている青色防犯灯については、広島中央警察署が中区本川町において実施した社会実験における平成 18 年度の検証結果や有効性をもとに、地元の意見等も聞きながら、青色防犯灯の設置を検討 なお、街頭防犯カメラシステム設置区域への青色防犯灯の設置については、撮影された画像の正確性に支障をきたすため、この区域は避けて設置	
4. スケジュール	平成 19 年度以降 → ・京橋川右岸の緑地へ防犯灯(白色)を数基設置 (稲荷橋から東広島橋の間の緑地は白色灯のため色調のバランスを保持) ・地区内の暗い場所へ街路灯を順次増設 ・青色防犯灯は検証結果を踏まえつつ街頭防犯カメラシステム設置区域を避けて設置	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	実施主体：広島市 協力機関団体：広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、町内会、商店街	
7. 備考		

施策名	番号	スーパー防犯灯等の整備
	4	
取組方針	防犯設備の充実(犯罪の起こりにくい環境づくり)	
1. 現状	スーパー防犯灯や子ども緊急通報装置などは、犯罪発生の際の早期対応や犯罪抑止効果が高いことなどが期待できるため、設置を検討されるケースが多い。 広島県内では、平成 18 年度、広島県警察が福山市内の児童・生徒等が通う小学校や学習塾等が集中する JR 福山駅周辺の地域である東学区と南学区にスーパー防犯灯を各 5 基(計 10 基)整備し、平成 19 年 1 月から運用開始している。	
2. 課題	○流川・薬研堀地区には、既に 53 台の防犯カメラが設置運用されており、そのうち 30 台は、広島県警察が街頭防犯カメラシステム(県費)として整備(平成 17 年 12 月から運用開始)しているが、広島県警察としては、現状では当該地区にスーパー防犯灯や子ども緊急通報装置を重ねて整備する必要性、緊急性は認められないことから、今後の整備計画はない状況にある。(残りの 23 台は、地元商店街や町内会が設置した。) ○また、整備にあたっては、設置事業費や維持費が高額であるため、財源確保が重要な課題となる。	
3. 実施内容	広島県警察からの既設のスーパー防犯灯や子ども緊急通報装置の検証結果等を踏まえ、広島市や関係機関・団体において設置効果や必要性等を検討し、「まちづくり交付金」等の補助事業を活用した整備の可能性を探る	
4. スケジュール	平成 19 年度以降 ・検証結果等を踏まえた整備の可否を検討	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	整備が必要になった時点で改めて実施主体を含め整備内容を検討	
7. 備考		

施策名	番号	住民等から定期的に意見聴取
	5	
取組方針	防犯設備の充実(犯罪の起こりにくい環境づくり)	
1. 現状	平成 17 年度に実施した「全国都市再生モデル調査」における来街者や地元(自宅、店舗別等)へのアンケート調査の中で、「安全・安心で、快適な流川・薬研堀地区にするために必要な取組」の問いに対する回答としては、違法駐車対策、暴力団の排除、放置自転車対策、客引き・違法風俗店対策、巡邏パトロールの充実が上位を占めており、これらに対して、的確な取組を継続して実施することが求められている。	
2. 課題	○流川・薬研堀地区を健全で魅力的なまちの実現に向けて、的確な取組内容や方法を継続して実施して行うためには、実施効果を見ながら効果的に行うなど、調査の経年比較などが重要と考えられる。上記のモデル調査は回答率が低かった(来街者が 7.7%、地元は 17.4%)が、たくさんの人の意見を聴くことができるように努める必要がある。 ○また、平成 18 年度は、違法駐車対策には改正道路交通法が、また客引き・違法風俗店対策には県迷惑防止条例がそれぞれ大きな効果を発揮しており、回答内容の変化に留意しておくことが必要と思われる。	
3. 実施内容	1 アンケート調査等の実施 地元住民や商店街、飲食店等に対して、定期的にアンケート調査等を実施し、体感治安の向上等を経年比較し、要因分析を行うとともに、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進 2 アンケートの進め方 アンケートの内容は、地元町内会や商店街組合、社交飲食衛生同業組合等がそれぞれ中心となって、また必要に応じてワーキンググループの部会等において協議しながら作成 実施にあたっては、地元住民に対しては地元町内会、商店街に対しては商店街組合、飲食店等に対しては広島県生活衛生同業組合連合会等が、それぞれ窓口となって、夏頃を目途に配布や回収等を実施 なお、飲食店等は相当数の店舗数があるため、実施可能なところから実施し、年々増やす 調査の進め方 広島市 調査の協力依頼 町内会 商店街組合 生活衛生連 返却 配布 回収 地元住民 商店街 飲食店等	
4. スケジュール	平成 19 年度 第 1 回調査 平成 20 年度 第 2 回調査 平成 21 年度 第 3 回調査 平成 22 年度以降 ・3ヵ年継続のアンケート調査を実施し、経年比較を実施 ・平成 20、21 年度は、前年度の調査の中で、可能なものを順次反映 ・年 1 回の回数を増やすことは、調査内容や調査方法等を勘案しながら実施を検討 ・3 力年の調査結果を生かして取組を本格実施	
5. 概算事業費	用紙代等：1 年当たり 5 万円 3 カ年 計 15 万円	
6. 実施主体	実施主体：広島市 協力機関団体：広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、町内会、商店街、(社)広島県生活衛生同業組合連合会	
7. 備考		

施策名	番号	事業所自らが自衛のため防犯設備の設置に取り組む
	6	
取組方針	防犯設備の充実(犯罪の起こりにくい環境づくり)	
1. 現状	流川・薬研堀地区内の商店街や町内会では、平成 15 年度頃から防犯カメラ 23 台を独自に設置し、広島県警察も平成 17 年 12 月に 30 台設置したところであり、この地区の犯罪の検挙や犯罪の抑止に威力を発揮するとともに、商店街の安全性や快適性が向上している。 このように商店などの事業所が自らも自衛のため、防犯カメラをはじめ防犯ベルなどの防犯装置や照明設備などを整備することは、犯罪の起こりにくい安全で明るい都市環境の整備や地域経済の振興につながることであり、地域ぐるみでこうした取組を進めていくことが重要になっている。	
2. 課題	○防犯カメラについては、設置時のみならず記録装置の補充等の維持経費についても相応の費用負担が伴うが、そのほかの防犯設備についても、事業所が行う自主的な防犯設備の設置を促進し、安全で明るい都市環境の整備や地域経済の振興に努める必要がある。	
3. 実施内容	事業所等における防犯カメラ等の防犯施設の自主的・自衛的な整備を促進 なお、平成 19 年度においては、胡町商店街において、本市の補助制度を活用しながら老朽化したアーケードの改修に合わせて、防犯カメラを新設する事業を実施する予定 参考：商店街等が共同施設として整備する防犯カメラの補助の場合 【広島市商店街等共同施設整備事業補助】 ・商店街振興組合法に基づく商店街振興組合等・・・補助対象施設整備費の補助率 15% ・任意の団体・・・補助対象施設整備費の補助率 10%	
4. スケジュール	平成 19 年度以降 → ・胡町商店街等における整備を促進	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	実施主体：商店街 協力機関団体：広島市	
7. 備考		

施策名	番号	犯罪発生危険箇所等の定期的な点検（防犯診断）
	7	
取組方針	防犯設備の充実(犯罪の起こりにくい環境づくり)	
1．現状	流川・薬研堀地区は、中四国地方最大の歓楽街で、犯罪密度も高く、県下トップとなっている。また、放置自転車やはみ出し看板などで猥雑な環境となっている。 さらには、地区内には深夜飲食店や風俗営業店が多く、暴力団や不良外国人が介在する違法行為もあり、飲酒に絡んだ傷害・暴行事件も発生している。 こうした中で、犯罪の多発箇所における防犯対策は不可欠となっている。	
2．課題	○この地区は、歓楽街である特殊性から、酒の勢い等から事件やトラブルに発展する事案も発生しており、犯罪多発箇所を把握したうえで、安全・安心な環境を充実していくことが重要な課題となっている。	
3．実施内容	罪種別に犯罪発生場所、日時等の傾向や要因などの調査分析を行うとともに、広島県警察や地元、関係機関等と連携し、防犯意識の啓発や犯罪情報の提供、地域の自主的な防犯活動の支援など防犯対策を検討・実施し、犯罪の起こりにくい安全・安心なまちづくりを促進する	
4．スケジュール	平成 19 年度 ・ 罪種別に、犯罪発生場所、日時等の傾向や要因などの調査分析の実施 ・ 防犯対策の検討・実施 （ 防犯意識の啓発、犯罪情報の提供、地域の自主的な防犯活動の支援等） 平成 20 年度以降 ・ 調査分析や経年比較、防犯対策の検討・実施	
5．概算事業費		
6．実施主体	実施主体：広島市 協力機関団体：広島県警察、広島入国管理局、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、町内会、商店街、(社)広島県生活衛生同業組合連合会、(社)広島県防犯連合会、(財)暴力追放広島県民会議、広島市暴力追放監視防犯連合会、広島県遊技業協同組合、少年補導協助手員	
7．備考		

施策名	番号	夜間パトロールの効率的な実施等
	8	
取組方針	防犯設備の充実(犯罪の起こりにくい環境づくり)	
1. 現状	地元町内会等による夜間パトロール活動や広島市中央部安全・快適な街づくり協議会主催のリパーククリーン作戦が平成 15 年から行われている。 平成 17 年 5 月、地域住民の防犯パトロールなどの自主防犯対策活動を支援する国の「地域安全安心ステーション」モデル事業に選定され、パトロール用の資機材の提供等を受けて実施し、今年度も継続して行われている。 こうした活動がまちの環境浄化や健全化に多大な効果をもたらしており、「流川・葉研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会」の設置を機に、今後、一層活発な夜間パトロールの実施が期待されている。	
2. 課題	○健全で魅力的なまちづくりには、夜間パトロールの実施は不可欠であるが、このような活動が、一部の参加者の献身的な努力に依存することなく、活動への参加が拡大し、長期継続して円滑に実施できることが大切であり、その環境づくりが必要である。	
3. 実施内容	1 夜間パトロールの拠点づくりとネットワーク化の促進 (1) 夜間パトロールを効率的に、安全で長期的に実施するため、パトロール用の資機材の提供はもとより、立寄り施設を増やししながら、不審者情報や犯罪情報等の情報を自発的に提供する防犯活動の拠点づくりとともに、その情報を相互に共有化できるネットワークづくりを促進 (2) 防犯活動の拠点づくりは、「1 活動拠点の整備（空き店舗などの活用）」における「あんしんセントラルステーション」など、また、情報を相互に共有化できるネットワークづくりにあたっては、「2 飲食店等との連携（ベースはリーパーククリーン作戦）」における関係事業者のネットワークづくりなどと連動しながら実施 2 案内板の設置 (1) 避難場所や町の街区・主な建物等を明示しながらまち全体を表示し、緊急時に通報しやすくするとともに、まち案内を兼ね、パトロールの拠点にもなりうる案内板の設置 (2) 外観はシンボリックなものとし、今後中・長期的な設置を目指す。案内表示の詳細な内容や規格等は、「魅力的な商業地の形成部会」と連携をとりながら、ワークショップ等によって検討し、製作 (3) 設置場所は、東新天地公共広場等の人目につきやすい場所において、目的や効果の観点から検討	
4. スケジュール	平成 19 年度 → ・防犯連絡の拠点づくりや関係事業者間のネットワークづくりの検討組織の設立と内容検討 ・案内板の設置検討（板面の表示内容や規格等をワークショップ等より検討） 平成 20 年度以降 → ・防犯連絡の活発化や関係事業者の増加による拠点づくり ・案内板を順次設置	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	実施主体：町内会 協力機関団体：広島市、広島県警察	
7. 備考		

施策名	番号	条例改正に伴う取締りの強化、店舗(オーナーから従業員へ)の指導
	10	
取組方針	客引き対策の推進	
1. 現状	平成 17 年までの流川・薬研堀地区は、悪質(強引)な客引きが横行し、市民や観光客等から取り締まりの強化が求められていた。 地元も、県迷惑防止条例の改正を機に、客引きを規制強化するように署名運動を行うとともに、平成 17 年 7 月、地元(広島市中央部安全・快適な街づくり協議会)が主催して、深夜営業風俗店経営者等を対象に風営適正化法の説明を行う「客引き解消講習会」を開催した。 こうした取組もあり、平成 18 年 5 月 1 日、客引きや勧誘行為等の規制を強化する改正迷惑防止条例が施行され、平成 18 年度中は、客引きを見かけることがなくなった。	
2. 課題	○改正迷惑防止条例が施行されて、1 年も経っておらず、今後また、客引きが出てくる可能性はある。 ○客引きは街の賑わいを阻害する怖いイメージの行為であり、安全・安心な環境づくりのためには、客引きが現れないよう監視の継続が必要である。	
3. 実施内容	客引き行為を行う者は、監視や取締りを緩めるとすぐに再開する者が現れるため、今後とも「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」、「売春防止法」及びこれに関連する条例等を駆使して、違法風俗店等の取締りとともに、客引き行為に対する恒常的な監視と取締りを行う	
4. スケジュール	平成 19 年度以降 ・地元のボランティア団体や広島市中央部安全・快適な街づくり協議会等による継続的なパトロール活動の実施 ・違法行為に対する警察のタイムリーな指導・警告・検挙活動	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	実施主体：広島県警察、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、町内会、商店街、(社)広島県生活衛生同業組合連合会 協力機関団体：広島市	
7. 備考		

(3) 魅力的な商業地の形成

当面の取組

施策名	番号	ばい捨てゴミの対策
取組方針	—	
1. 現状	道路等に、タバコや食料品の容器、空き缶等のばい捨てゴミがある。	
2. 課題	○個人のモラル向上や飲食店等の事業者による啓発活動が重要であり、地区全体できれいなまちにしていくという気運を高めることが大きな課題となっている。 ○この一環として、新たに社交飲食組合の青年部が母体となった「流川・薬研堀美化ピカ隊」がごみ清掃を行う計画があるため、こうした活動を支援していくことが必要である。	
3. 実施内容	1 清掃活動に対する支援の実施・継続 「流川・薬研堀美化ピカ隊」の毎月の清掃活動に対して、清掃用具の提供、貸出を行うとともに、収集ゴミの回収・処理等側面的支援を継続して実施 ・実施団体：流川・薬研堀美化ピカ隊 (社交飲食組合青年部 50 名及び街づくり協議会、関係団体で組織する清掃活動部隊) ・活動内容：「流川・薬研堀美化ピカ隊」が毎月 1 回、10 班程度に分かれて、一人ひとりがぼうきとちりとりを持って、路上に落ちているゴミを清掃 ・広島市：用具の提供・貸出、ごみの回収・処理、広報等の協力・支援 2 自動販売機業者に対する容器回収箱の設置依頼 ばい捨て等の防止に関する条例に基づき、業者に対して容器回収箱の設置を依頼 3 長期的な課題として、灰皿の設置のあり方について、諸条件や社会環境を踏まえ検討	
4. スケジュール	平成 18 年度 → ・流川・薬研堀美化ピカ隊の清掃活動への支援 平成 19 年度以降 → ・支援の継続実施 平成 19 年度以降 → ・自動販売機業者に対する容器回収箱の設置依頼	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、流川・薬研堀美化ピカ隊、町内会、広島市	
7. 備考		

施策名	番号	放置ゴミ対策
取組方針	—	
1．現状	平成 17 年 10 月から事業ごみ有料指定袋制度導入後、指定袋を使用したごみの排出は定着化の状況にあるが、完全に定着するまでには至っていない状況にあり、指定袋に入れずに道路脇に放置されている事業ごみがある。 また、事業ごみの収集場所への便乗投棄ごみがある。	
2．課題	○個人のモラル向上や飲食店等の事業者への啓発活動が重要であり、地区全体できれいなまちにしていこうという気運を高めることが大きな課題となっている。	
3．実施内容	1 不法投棄者に対する指導・啓発 (1) 事業ごみ指定袋以外で排出している事業者への指導を行うため、平成 18 年 4 月以降、ごみ収集運搬業者を通じて排出事業者へ指定袋徹底の個別指導を実施 (2) 平成 18 年 7 月 1 日から指定袋以外で排出された事業ごみは、市の清掃工場等への搬入規制を実施 (3) 搬入規制とともに、パトロール、夜間監視、文書指導等を行った結果、指定袋の使用が概ね守られる状態となった 2 不法投棄者に対する指導・啓発の継続実施 収集運搬業者、地域団体、警察等と協力し、不法投棄者に対する指導・啓発を継続的に実施	
4．スケジュール	平成 18 年度 → ・不法投棄者に対する指導・啓発 平成 19 年度以降 → ・指導・啓発の継続実施	
5．概算事業費		
6．実施主体	実施主体：広島市 協力機関・団体：広島県警察、町内会、商店街、(社)広島県生活衛生同業組合連合会	
7．備考		

施策名	番号	空きビル・空き部屋対策														
取組方針	—															
1. 現状	来街者等のアンケートの結果、暴力団の排除、違法風俗店対策が上位を占めており、他都市と同様に規制の強化などの取組が必要であることが明らかとなっている。 新宿区歌舞伎町など他都市の先例では、違法風俗店等の摘発や法改正等による規制を強化するなどの取組の効果が現れてきた場合、まちの安全は確保されていくが、空きビル・空き部屋が増加し、まちの賑わいが失われていく懸念からの対策が実施されている。 流川・薬研堀地区の現状としては、ある程度空きビル・空き部屋が存在しているようだが、アンケート調査の自由意見においても問題点の指摘や要望などはなく、このことに起因して賑わいが失われている状況は認められない。															
2. 課題	本市が当面の取組として掲げ、対策を講じようとしている空きビル・空き部屋対策に関して、業界や地元等がどの程度問題意識を有しているのか明確ではないため、以下のような取組を行い、行政・業界・地元等が課題等を共有することが先決である。 ○ 空きビル・空き部屋等の現況の把握。 ・当該地区の空きビル・空き部屋の数や空きビル・空き部屋の分布状況、賑わいの現状などを把握し、地元等に対して情報提供する。 ○ 地元等の意向の把握。 ・空きビル・空き部屋対策に関する地元等の認識や意向を把握する。 ○ 他都市の事例等の情報提供。 ・空きビル・空き部屋対策に関する他都市の取組事例や、その効果、問題点などについて地元等に対して情報提供する。															
3. 実施内容	1 空きビル・空き部屋等の現況の把握 (1) 平成 18 年の秋頃から広島市中央部安全・快適な街づくり協議会によって空きビル・空き部屋の現況調査が進められており、今後も 3 か月ごとにデータ更新される予定であるため、このデータをあらゆる施策の推進に活用 (2) 商店街とも連携し、空き店舗情報の一元化や一般公開に向けた検討を行い、課題などを抽出 2 地元等の意向の把握 (1) アンケート調査により、空きビル・空き部屋対策に関する地元等の認識や意向を把握（安全・安心な環境づくり部会の「住民等から定期的に意見聴取」において実施するアンケートの質問項目とする。） (2) アンケート調査の結果については、年度ごとに内容を分析し、空きビル・空き部屋対策に関する施策の検討に活用するとともに、3 か年の経年比較を行い、地元等の認識や意向を把握 3 他都市の事例等の情報提供 (1) 平成 18 年 8 月の当協議会において、新宿区歌舞伎町独自の空きビル・空き部屋対策である「家守事業」について事例紹介があり、また、その後、当事務局の担当者が新宿区歌舞伎町などを視察 (2) 今後も本市のみならず、関係機関や地元等においても、それぞれが先進都市等の取組事例について情報収集を行い、双方で情報交換を実施 4 空きビル・空き部屋が多い地区への交通結節点の設置検討（賑わい導入の促進） (1) 当部会の具体的な施策である「新球場、ＪＲ広島駅、バスセンター、球場跡地、平和記念公園など周辺拠点との連携を図る交通手段について検討」において、現在空きビル等の多い流川・薬研堀地区の南側の区域に賑わいを創出できるようなバスルート等の検討を実施 (2) 検討にあたっては、平和大通りの緑地帯や副道などの有効活用を念頭に置く															
4. スケジュール	<table><tr><td>平成 18 年度</td><td>平成 19 年度以降</td></tr><tr><td>・空きビル等現況調査</td><td>・定期的に空きビル等調査を実施 ・空き店舗情報の一元化、提供システムの検討・実施</td></tr><tr><td></td><td> ↑ 調査結果の活用</td></tr><tr><td></td><td>平成 19 年度～21 年度</td></tr><tr><td></td><td>・アンケート調査実施</td></tr><tr><td>平成 18 年度</td><td>平成 19 年度以降</td></tr><tr><td>・新宿区歌舞伎町等の取組事例情報収集</td><td>・情報収集及び情報交換の継続</td></tr></table>		平成 18 年度	平成 19 年度以降	・空きビル等現況調査	・定期的に空きビル等調査を実施 ・空き店舗情報の一元化、提供システムの検討・実施		↑ 調査結果の活用		平成 19 年度～21 年度		・アンケート調査実施	平成 18 年度	平成 19 年度以降	・新宿区歌舞伎町等の取組事例情報収集	・情報収集及び情報交換の継続
平成 18 年度	平成 19 年度以降															
・空きビル等現況調査	・定期的に空きビル等調査を実施 ・空き店舗情報の一元化、提供システムの検討・実施															
	↑ 調査結果の活用															
	平成 19 年度～21 年度															
	・アンケート調査実施															
平成 18 年度	平成 19 年度以降															
・新宿区歌舞伎町等の取組事例情報収集	・情報収集及び情報交換の継続															
5. 概算事業費																
6. 実施主体	実施主体：広島市 協力機関・団体：町内会、商店街、(社)広島県生活衛生同業組合連合会															
7. 備考																

具体的な施策

施策名	番号	東新天地公共広場の改修(スロープ、照明灯整備)
	1	
取組方針	賑わいの創出	
1. 現状	東新天地公共広場は、平成 17 年度にスロープの整備が完了し、平成 18 年度は、照明灯を整備した。 当広場は、この流川・薬研堀地区における唯一の広場であり、これまで、イベント等の集会所や開会式のほか、地元の夏祭り等に使われてきたが、これらの整備により、高齢者や身体障害者の方々を含めて一層利用しやすい広場となることが見込まれている。 平成 17 年度の全国都市再生モデル調査時に行った暗がり調査(平成 18 年 2 月)では、当広場は 4.6 ルクスと低い照度であった。 参考：約 3 ルクスが、一般に 4m 先の人の挙動、姿勢等が識別できる明るさ	
2. 課題	○ 2 か年にわたる東新天地公共広場の整備が完了し、今後は、公共広場が様々なイベントに活用され利用を促進するとともに、人の流れを呼び込む広場として活かしていく必要がある。	
3. 実施内容	・平成 18 年度で広場の整備は完了 今後の広場の利用促進については、具体的な施策「2 待ち合い場所の整備(公園・緑地のリニューアルや新たに整備)」及び「6 公共空間を活用したイベントの開催」で対応	
4. スケジュール	平成 18 年度 → ・広場整備完了 平成 19 年度以降 ・広場の利用促進	
5. 概算事業費	約 30,000 千円	
6. 実施主体	広島市	
7. 備考		

施策名	番号	待ち合い場所の整備(公園・緑地のリニューアルや新たに整備)
	2	
取組方針	賑わいの創出	
1. 現状	流川・薬研堀地区には、多くの飲食店が集積しており、特に夜間は人通りも多く賑わいや活気にあふれている。しかしながら、当地区には誰もが知っているような目立った待ち合い場所が少なく、当地区での飲食等が目的であるにもかかわらず、多くの人々は地区の周辺で待ち合わせをしているのが現状である。 地区内には、ライトアップなどの夜間ならではの工夫を凝らした建物や、特徴のあるモニュメントが置いてある店などが多くあるが、一般的にはあまり知られておらず、一部の人々が待ち合い場所として利用しているにすぎない。 また、公共空間としては、東新天地公共広場や京橋川右岸河岸緑地、平和大通りがあるが、ランドマーク的なシンボル施設がないうえ、これらの公共空間を連携する歩行者空間等が体系的に整備されていないため、待ち合い場所としては活用されていない。	
2. 課題	○一般的には広まっていないが、待ち合わせ場所には最適な空間や、現在は誰も利用していないが、待ち合わせ場所として賑わいそうな魅力的な空間などを掘り起こしていく必要がある。 ○また、東新天地公共広場や京橋川右岸河岸緑地、平和大通りといった公共空間を連携し、地区内の回遊性を高めていく工夫が必要である。	
3. 実施内容	1 地域資源の掘り起こし (1) 昼夜を問わず、人々が集い、待ち合わせをするような場所となるような魅力的な地域資源の掘り起こしを行う (2) 市民、観光客に様々な媒体・機会を通じて、地域資源の情報を積極的に提供 【待ち合い場所づくりの具体的な提案】 ・東新天地公共広場にフラワーフェスティバルの会場を誘致 ・冬季に平和大通りや東新天地公共広場などでライトアップやクリスマスツリーの設営を行うことによる、待ち合い場所の新しい名所づくり、イメージアップ 2 施設整備に関する検討 (1) 施設整備の必要が生じた場合は、地元が主体となったワークショップなどの検討の場を設け、流川・薬研堀地区の長期ビジョンを踏まえながら、将来を見据えた検討を行う (2) 施設整備の検討にあたっては、公共交通機関や自転車等の利便性に配慮するとともに、流川・薬研堀地区内の回遊性の向上に資する歩行者空間の整備との連携を図る	
4. スケジュール	平成 19 年度 ・地域資源の掘り起こし 平成 20 年度以降 ・継続的な地域資源の掘り起こし 平成 20 年度 ・情報提供手法の検討 平成 21 年度以降 ・積極的な情報提供の実施、継続 平成 19 年度以降 ・待ち合い場所づくりの検討 ・フラワーフェスティバルの会場誘致 ・ライトアップの実施、クリスマスツリーの設置など 施設整備の必要が生じた場合 ワークショップ等を設置し検討	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	実施主体：広島市 協力機関・団体：町内会、商店街、(社)広島県生活衛生同業組合連合会	
7. 備考		

施策名	番号	お洒落なお店などが立地する賑わい空間の創出
	3	
取組方針	賑わいの創出	
1. 現状	現在の流川・葉研堀地区は、3,000 店を超す全国でも指折りの深夜飲食店があり歓楽街としての印象が強く、通りから中に入ると、お洒落感覚でショッピングや飲食を楽しむことができるまちというイメージは乏しい。 地区内の北側にはデパートの天満屋や三越があり、八丁堀から中央通りの向い側には、福屋のほかバルコなどの若者の店が多いが、この地区全体としては、お洒落なお店などが立ち並んで賑わっているという状況にはない。 流川・葉研堀地区の風俗営業等店舗数 = 3,435 店[全国第 4 位] 流川・葉研堀地区の深夜飲食店舗数 = 3,048 店[全国第 1 位]	
2. 課題	○現在の流川・葉研堀地区においては、一部にお洒落なお店が立地しているものの、来訪者にとって、それぞれの通りやエリアがお洒落で賑わいのある空間としての印象を与えていない。 ○若者をはじめとして誰もがお洒落感覚でショッピングや飲食を楽しむことができるまちにしていくためには、お洒落なお店が連続した賑わい空間づくりに向け、既存店舗のさらなる魅力向上を図る取組が必要であると考えられる。	
3. 実施内容	既存店舗のさらなる魅力向上を図る取組 1 コンテストの実施、表彰制度の創設 お洒落なお店のコンテストの実施や優れたデザインの店舗などに対する表彰制度の創設により、当地区への出店意欲や既存店舗のリニューアル意欲を引き出す 2 お洒落な雰囲気を創出するための具体的な取組の検討 ・統一感のある街並みを演出するため、店舗の外観や装飾に連続性のある工夫を施す ・お洒落な通りの雰囲気を醸し出すため、花飾りや花壇の設置などを行う ・親しみの持てる通りとするため、具体的な施策に掲げる「通りの愛称付け」の検討を踏まえ、通りごとの個性を活かした愛称に相応しい雰囲気づくりを行う	
4. スケジュール	平成 19 年度以降 → 表彰制度等の創設検討 → 制度等の運用(表彰等の実施) 平成 19 年度以降 → お洒落な雰囲気を創出するための具体的な取組の検討 → 実施可能な取組について随時実施	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	実施主体：(社)広島県生活衛生同業組合連合会 協力機関団体：広島市、広島商工会議所	
7. 備考		

施策名	番号	街づくりに関するワークショップの実施
	4	
取組方針	賑わいの創出	
1. 現状	現状、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会によるリパークリーン作戦や地元町内会によるパトロール活動が定期的に行われているが、実施する人が限られており、そうした人たちの善意で活動が続けられているという状況である。 こうした取組みを拡大していくことが望まれるが、地元の人達や関係者だけでなく、いろんな分野の市民や企業等も集まり、どんなまちにしていきたいのか、どんなことをしていきたいのか等について自由に意見交換をし、一緒に活動を行うことができるような横断的な組織は、現時点においては無い。	
2. 課題	○本協議会において策定した推進計画の実施にあたっては、多くの人の協力が不可欠である。 ○このため、いろいろな分野の人が当初からまちづくりに参画し、主体的にまちづくりを進めることができるよう、早い時点でまちづくりのワークショップを立ち上げる仕組みづくりが必要である。	
3. 実施内容	まちづくりファシリテーター派遣制度の検討 (1) 現在、まちづくり市民交流プラザにおいて、ファシリテーター(市民参加のプロセスを促進しながらワークショップなどを進行する者)やイベント等のプランナー、協働のコーディネーターを養成する講座を行い、受講修了者の希望により、他のまちづくりの指導者等とともに、まちづくり市民交流プラザの人材バンクに登録して、市民活動団体等の要請があった場合に紹介・あっせんしているが、「まちづくりファシリテーター派遣制度」という形態はとっていない (2) また、現在実施している人材バンクは、趣味や生涯学習、まちづくりに関する講師・指導者など多分野の人材に登録しているが、まちづくりに関する分野の人材登録はまだまだ少ない状況にある (3) このため、ファシリテーター、プランナー及びコーディネーターとして必要な技術を身に付けるための養成講座を行い、人材の裾野を広げているところであるが、多様なテーマや地域的課題への個別具体的な対応ができる専門性をもつ人材育成までには至っていない (4) こうしたことから、指定管理者である(財)広島市ひと・まちネットワークと協議・調整を行いながら、市民活動を実践する人材の裾野を広げ専門性をもたせるため、講座内容を充実して人材のスキルアップ、レベルアップを図ることにする (5) さらに、人材バンクにおいて他のまちづくりの指導者等を含めて、ファシリテーター等の人材登録を増やし紹介・あっせんを行うなど充実を図っていくとともに、「まちづくりファシリテーター派遣制度」としての設置についても検討を行う	
4. スケジュール	平成 19 年度以降 ・養成講座及び人材バンクの充実、「まちづくりファシリテーター派遣制度」の検討 → 制度の運用	
5. 概算事業費	平成 19 年度 1,140 千円 平成 20 年度以降 未定	
6. 実施主体	広島市、広島市まちづくり市民交流プラザ	
7. 備考		

施策名	番号	公共空間を活用したイベントの開催 オープンカフェや路上でのパフォーマンスなども検討
	6	
取組方針	賑わいの創出	
1．現状	流川・薬研堀地区においてイベントが開催できる公共空間としては、東新天地公共広場、京橋川右岸の河岸緑地、平和大通りが挙げられるが、東新天地公共広場については、既存の大型イベント開催時には活用されているが、それ以外は活用されていないうえ、イベント開催に関するニーズも少ない。 また、京橋川右岸の河岸緑地、平和大通りについては、イベントの開催もなく、ニーズもほとんどない状況である。	
2．課題	○賑わいのある魅力的なまちづくりの推進のためには、イベントの開催は重要なポイントのひとつであると考えられる。 ○しかしながら、既存の公共空間におけるイベントの開催については、以前から繰り返し検討されており、一部実現したものもあるが、一時的な盛り上がりにはかき足らず、定期的な開催には至っていない。 ○このような状況の中で、引き続き、公共空間に限定した活用方策を検討する必要性は乏しいため、地区全体を見渡した広い視野でイベントの開催に関する空間活用の検討を進める必要がある。	
3．実施内容	1 大型イベントの関連イベントの開催についての検討 定期的なイベントの開催や賑わいづくりのきっかけとするため、流川・薬研堀地区の周辺で開催される既存の大型イベント(フラワーフェスティバル、とうかさ、えびす講などの)の関連イベント等を開催することについて検討 2 パフォーマンス希望者等に対する施設等提供の仕組みづくりについての検討 ライブやパフォーマンスなどの希望者に対して、施設や空間を提供できるような仕組みづくりについて検討 3 ワークショップなどの検討の場の設置 イベント等の開催や仕組みづくりの検討にあたっては、地元が主体となったワークショップなどの検討の場を設置	
4．スケジュール	平成 19 年度 ・ワークショップを設置し、大型イベントの関連イベントについて検討 (検討対象) ・フラワーフェスティバル ・とうかさ (ゆかたできん祭) ・えびす講 平成 20 年度以降 ・関連イベントの開催 平成 20 年度以降 ・新たなイベントの検討・開催 (例) ・「流川春まつり」 ・「はしご酒ラリー」 平成 19 年度以降 ・パフォーマンス希望者等に対して、施設等を提供できるような仕組みづくりの検討	
5．概算事業費		
6．実施主体	実施主体：広島市 協力機関・団体：町内会、商店街、(社)広島県生活衛生同業組合連合会	
7．備考		

施策名	番号	通りの愛称命名(公募など)とともに、案内板を設置して、来街者にわかりやすい街を形成
	7	
取組方針	街の案内の充実	
1. 現状	流川・薬研堀地区は、目立った案内板類がなく、とくに遠方の来街者にはまちの所在がわかりにくい状況となっている。 現在、この地区内には、南北に流川通り、薬研堀通り、弥生町通り、中新地通り、また東西にはえびす通り、仏だん通りの6つの通りの名称がある。 (広島中心部街歩きマップ(都心活性化推進委員会)、ひろしまグルメ・ナイト(ひろしまグルメ&ナイトガイド作成委員会))	
2. 課題	○ 遠方からの来街者にも、まちをわかりやすく案内することは重要なことであり、主要な通りについて愛称募集などを行い案内板を設置することが必要と考えられる。 ○ これらは事務的に行うのではなく、まちづくりのワークショップを開くなどして、地元の方に主体的に取り組んでもらうことにより、幅広く関心をもってもらい、愛着のある通りの愛称付けや案内板の設置を実現化することが必要と考える。	
3. 実施内容	1 所在地案内ステッカーの設置区域の拡大 (1) 薬研堀町内会などでは、所在地案内ステッカーを寄附し、街路灯に設置した実績あり (2) 今後、未設置の町内会等へ寄附を働きかけるなど、所在地案内ステッカーの設置区域の拡大を図る (3) また、所在地案内ステッカーのデザインや設置場所についても、他の条例等との整合を図りながら検討を進める 2 通りの愛称付けの検討 通りの愛称付けについては、地域での盛り上がりが必要であるため、関心の高い地域住民を中心としてワークショップを立ち上げ、検討を進める 3 案内板の設置 (1) 避難場所や町の街区、主な建物等を明示しながら、まち全体を表示し緊急時に通報しやすくするとともに、まち案内を兼ねた「案内板」を設置 (2) 外観はシンボリックなものとし、中・長期的な設置を目指す。案内表示の詳細な内容や規格等については、「安全・安心な環境づくり部会」と連携をとりながら、合同部会等によって検討し作成	
4. スケジュール	平成 19 年度以降 ・案内ステッカーの町内会等への寄附の働きかけ 平成 19 年度以降 ・案内ステッカーのデザイン等の検討 平成 19 年度以降 ・新たな制度等の運用 平成 19 年度以降 ・ワークショップを設置し愛称付けの検討 平成 19 年度以降 ・案内板デザイン等の検討 ・順次 1～2基設置	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	実施主体：広島市 協力機関・団体：町内会、商店街、(社)広島県生活衛生同業組合連合会	
7. 備考		

施策名	番号	例えば薬研堀通りの修景整備(看板類の統一など)
	8	
取組方針	街並み景観の向上	
1．現状	薬研堀通りは人や車の通りが多く、流川通りとともに、この地区を南北に走る幹線道路であるが、流川通りに比べ、街並みの景観が立ち遅れている。 また、案内看板等も目立ったものはなく、市外・県外からの来街者にはまちの所在がわかりにくい状況となっている。	
2．課題	○薬研堀通りを歩きやすく、賑わいがあり親しみやすい街並みの形成は、この地区の健全で魅力的なまちづくりには欠かせないことであるが、この地区をどういったまちにしていくのかといった大きな目標なり、ビジョンがないと、街並みの修景にあたっても、方向性が定まらず、具体的な整備ができずに終わってしまう。 ○こうしたことから、まず、このまちの目指すべきビジョンといったものを設定していくことが求められる。	
3．実施内容	歩行環境整備との連携 看板類の統一などの修景整備にあたっては、建物所有者の理解・協力が不可欠であるため、地区の長期ビジョンやそれに基づくゾーニングなどの合意形成の状況に応じ、道路整備等の実施に合わせた沿道住民による議論の場を設置	
4．スケジュール	平成 19 年度 → ・長期ビジョン策定 平成 19 年度以降 → ・道路整備等の実施に合わせ議論の場を設置	
5．概算事業費		
6．実施主体	実施主体：町内会 協力機関団体：広島市	
7．備考		

施策名	番号	ボランティアによる道路清掃等の実施
	9	
取組方針	街並み景観の向上	
1. 現状	これまで、広島市中央部安全・快適な街づくり協議会主催のリパーククリーン作戦や地元町内会によるパトロール活動の中で、道路の清掃活動等が行われてきたが、平成 18 年 6 月に地元社交飲食同業組合青年部などによる「流川・薬研堀美化ピカ隊」が新たに発足し、ゴミ拾いや落書き消し等による道路の清掃活動が精力的に展開され、以後継続して行われている。	
2. 課題	○今後とも、ボランティアによる清掃活動が、拡大し、継続していくことが必要である。	
3. 実施内容	清掃活動に対する支援の実施・継続 「流川・薬研堀美化ピカ隊」の毎月の清掃活動に対して、清掃用具の提供、貸出を行うとともに、収集ゴミの回収・処理等側面的支援を継続して実施 ・実施団体：流川・薬研堀美化ピカ隊 （社交飲食組合青年部 50 名及び街づくり協議会、関係団体で組織する清掃活動部隊） ・活動内容：「流川・薬研堀美化ピカ隊」が毎月 1 回、10 班程度に分かれて、一人ひとりがほうきとちりとりを持って、路上に落ちているゴミを清掃 ・広島市：用具の提供・貸出、ゴミの回収・処理	
4. スケジュール	平成 18 年度 → ・流川・薬研堀美化ピカ隊への支援 平成 19 年度以降 → ・継続的な支援	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	実施主体：広島市中央部安全・快適な街づくり協議会 協力機関団体：広島市	
7. 備考		

施策名	番号	新球場、JR 広島駅、バスセンター、球場跡地、平和記念公園など周辺拠点との連携を図る交通手段について検討
	10	
取組方針	地区へのアクセス向上	
1. 現状	流川・薬研堀地区は、球場の移転後は客足が遠のくことが懸念されている。来訪者の減少を食い止めるだけでなく、さらなる増加を図るため、新球場や広島駅などの拠点を連絡する交通手段の確保が求められている。 平成 17 年度に「全国都市再生モデル調査」において JR 広島駅間の夜間循環バスの運行を行った 1 ヶ月間の実証実験の利用実績は 494 人(平均 19.8 人 / 日, 3.3 人 / 便)と低調であった。アンケートでは、来街利用者の満足度や継続希望は高いながらも、地元の住民や事業者等の関心は高くなく、バス停の位置やルートの変更、運行時間の延長等の意見が寄せられている。 また、JR 広島駅間の夜間循環バスの早期運行についての地元の期待度が高い。	
2. 課題	○周辺の拠点施設、特に JR 広島駅間のアクセスを向上させる交通手段として、深夜まで利用できる循環バスの運行が考えられる。バス停の位置や運行ルート、運行時間の延長などについては、利用者のニーズを把握するとともに、便数の絞込みや曜日の特定などによる採算ベースを十分に検討した上で、継続性の高い路線を選定することが必要である。 ○路線の選定にあたっては、新球場の建設後の人の流れを呼び込むことだけでなく、国内外の観光客やアフターコンベンションの来街者を広く誘引するため、都心全体の移動の効率化・円滑化につながるよう検討する必要がある。	
3. 実施内容	1 専門部会の設置 (1) 平成 17 年度の社会実験の結果を踏まえ、新球場の建設を目的に、循環バスの運行などについて、当協議会に専門部会を設置し検討 (2) 専門部会の設置にあたっては、必要に応じて交通事業者へ参画を要請 2 計画案の作成 設置した部会において、平成 19 年度に路線・運行計画の検討を行い、社会実験の計画案(実施方法、主体、費用負担等)を作成 3 社会実験の実施 平成 20 年度には、計画案に基づき、社会実験を実施し、結果を検証 4 社会実験の結果を踏まえた運行等 (1) 平成 21 年度には社会実験の結果を踏まえ、運行を目指す (2) なお、利用状況を踏まえ、路線・運行計画等の見直しを随時行う	
4. スケジュール	平成 19 年度 ・専門部会の設置→計画案の作成 平成 20 年度 ・社会実験の実施・結果の検証 平成 21 年度以降 ・運行を目指す(利用状況を踏まえた見直し検討) ● 新球場のオープン	
5. 概算事業費		
6. 実施主体	実施主体：町内会、(社)広島県バス協会、交通事業者 協力機関団体：中国運輸局、広島市	
7. 備考		

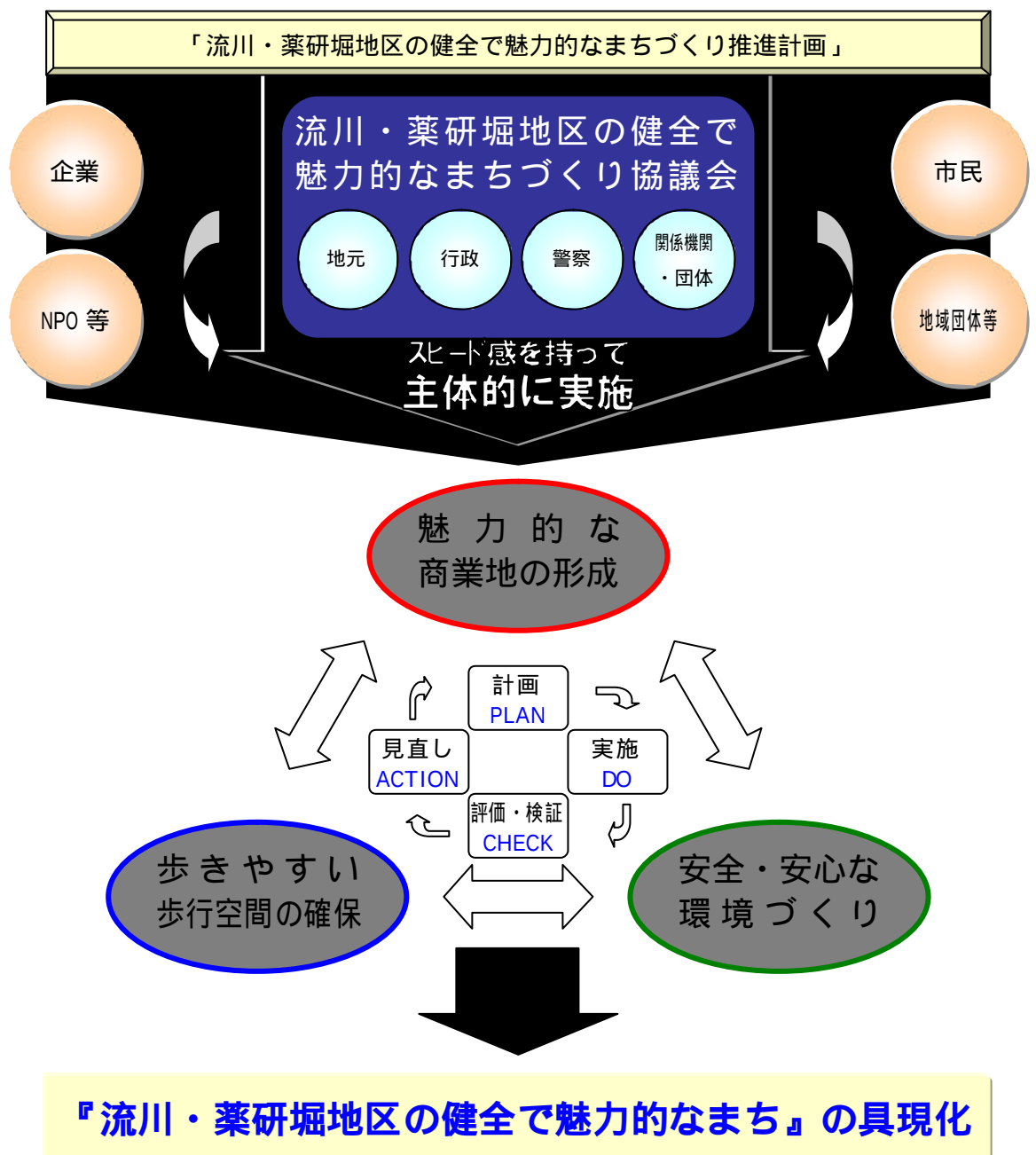
2-3. 連携・協働による計画の展開イメージ

本計画に掲げた各施策の展開においては、地元、国、広島県、広島県警察、広島市、関係機関・団体が、それぞれの役割に応じ、協調して取り組んでいく必要がある。

また、発展計画という位置づけにあるように、この計画については、各施策の成果を吸収し適宜更新しながら、計画の熟度を高めていく必要がある。

今後、「流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまち」の具現化に向け、「流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会」が主体的に、市民・企業等と連携・協働しながら、スピード感を持って施策を推進するとともに、各施策の P(PLAN：計画)・D(DO：実施)・C(CHECK：評価・検証)・A(ACTION：見直し)により計画の充実を図り、継続的に取り組んでいくものとする。

▼ 計画の展開イメージ



巻 末 資 料

資料 1 . 補足説明資料

資 1-1 . 平成 17 年度全国都市再生モデル調査の結果概要	56
資 1-2 . 全国都市再生モデル調査と全国 11 か所のモデル地域の概要 ..	59
資 1-3 . 流川・薬研堀地区の現況	60
資 1-4 . 健全で魅力的な流川・薬研堀地区への取組	62

資料 2 . 用語解説	64
-------------------	----

資料 1 . 補足説明資料

資 1-1 . 平成 17 年度 全国都市再生モデル調査の結果概要

1 調査目的

流川・薬研堀地区は、中四国地方最大の歓楽街を形成し、多くの市民や観光客で賑わっているが、一方では、客引きや違法駐車、放置自転車、違法看板などで猥雑な環境になっている。

このような状況を踏まえ、同地区を、安全で安心して楽しめる活気と魅力のあるまちにするため、「防犯対策」と「まちづくり」を推進するための具体的な取組の方策について、実証実験等により検討した。

2 実施主体

広島市中央部安全・快適な街づくり協議会、広島県警察、広島市

3 調査概要

(1) 流川・薬研堀地区の現況把握

地区の特徴、人口及び世帯、事業所、土地利用、道路・交通形態、駐輪場・駐車場状況、地区内の照度、犯罪認知件数の推移

(2) 実証実験

歩きやすい環境づくりと人通りや賑わいが少ない南側地区への人の流れを生み出す試みとして、二つの実証実験を実施した。

ア 薬研堀通りの歩車道分離等

a 実施期間 平成 18 年 1 月 20 日(金)～2 月 2 日(木)

b 実施方法

(a) カラーコーンで歩道と車道を分離(歩道幅員 2m)

(b) 仮設貨物車駐車帯・仮設駐輪帯を併設

通りのブロックごとに、「仮設貨物車駐車帯」、「仮設駐輪帯」を交互に配置

イ 夜間循環バス運行

a 実施期間 平成 18 年 1 月 20 日(金)～2 月 18 日(土) 日・祝日は運休

b 実施方法

(a) 運行経路 広島駅 → 新天地 → 流川・薬研堀(仮設) → 広島駅

(b) 運行時間 22 時～24 時 1 日 6 便運行

(c) 運賃 100 円又はバス利用券

(3) 交通量等の実態調査

実験期間中と期間後において、交通量の多い金曜日と火～木曜日のうち 1 日で実施しました。

ア 薬研堀通りの歩車道分離等

a 実験期間中 平成 18 年 1 月 27 日(金)、1 月 31 日(火)

b 実験期間後 平成 18 年 2 月 24 日(金)、3 月 2 日(木)

イ 調査内容

a 歩行者・自転車交通量調査(18:00～翌 3:00)

b 自動車交通量調査 (同上)

c 放置自転車・路上駐車調査(同上)

実験期間中は仮設駐輪帯の利用台数も調査

d 荷さばき車両台数調査 (8:00～17:00)

実験期間中は仮設貨物車駐車帯の利用台数も調査

(4) 交通量等の実態調査

実証実験の評価や将来のまちづくりに対する意識を把握するため、アンケート調査を実施しました。

(ア) 来街者アンケート 郵便ハガキ 5,000 枚配布

(イ) 地元アンケート 地元で配布・回収 3,700 枚配布

4 調査結果

(1) 薬研堀通りの歩車道分離等

- (ア) 実証実験期間中も期間外も、歩行者の人数は変わらなかった
- (イ) 駐輪帯を仮設したので多くの自転車が薬研堀通りに流入した
駐輪帯は飽和状態になり、駐輪帯以外にもかなりの放置自転車があった
- (ウ) 駐車は仮設貨物車駐車帯しかなかったため、駐車台数は激減した

(2) 夜間循環バス運行

- (ア) 利用者数 494人(平均 19.8人/日、3.3人/便)
1ヶ月だけの実験運行であり、また、PRの期間も短かったため、低調な利用に終わった
- (イ) バス停は、「新天地」「流川・薬研堀」「広島駅」の3か所
バス停別乗車割合 流川・薬研堀地区 56%、新天地 23%、広島駅 21%
- (ウ) 新天地、流川・薬研堀は23時台、広島駅は22時台の利用が多い
- (エ) 金曜日、土曜日の利用者が多い

(3) 交通量等の実態調査

区分	結果
歩行者・自転車交通量	〔歩行者〕 ・北側(相生通り側)は南側(平和大通り側)の1.5～2倍の通行量があり、賑わいがある。 〔自転車〕 ・北側は来街者の目的地が多く、公共交通の利便性も高い。このため、北側の大半は歩行者だが、南側はアクセス手段として比較的自転車が多い。
自動車交通量	・一方通行の進入口(南側)では、火～木曜日は約2,400台、金曜日は約2,700台。出口(北側)は約3,000台(火～金)である。夜間の調査(18時～翌3時:9時間)だったが交通量は非常に多い。 ・大半がタクシーであり、特に飲食店の多い北側の割合が高い。
放置自転車・路上駐車	〔自転車〕 ・実験期間中は駐輪帯を仮設したことで期間外の1.6倍の自転車が流入し、駐輪帯が飽和状態になったため、駐輪帯以外にもかなりの放置自転車があった。 〔自動車〕 ・実験期間中は駐車帯と駐輪帯を設置したため、簡単に駐車できない状況の中で駐車台数は激減した。 ・夜間調査(18時～翌3時)だったが、貨物車が30%程度あり、荷さばきは夜間も行われている。
荷さばき車両	・日中(8時～17時)の調査だったが、約400台の荷さばき車両があり、朝9～10時と昼14～15時の2回ピークを迎えた。

(4) アンケート調査

(ア) 回収状況

区分	配布数(枚)	回収(枚)	回収率(%)
来街者	5,000	385	7.7
地元(住民・店舗)	3,700	640	17.3
合計	8,700	1,025	11.8

(イ) 集計結果

区分		来街者 (385人)	地元		
			住民(107人)	店舗・事業所(460人)	不明(73人)
歩車道分離	賛成	59%	63%	54%	51%
	反対	11	8	13	20
仮設駐輪帯	賛成	40	61	49	50
	反対	31	13	23	32
仮設駐輪帯の有料利用	利用する	35	47	32	27
	利用しない	65	53	68	73
荷さばき場	賛成	-	52	47	51
	反対	-	7	17	20
タクシー待機場	賛成	57	39	42	43
	反対	16	14	22	22
夜間バス	有り	-	27	31	8

(街への効果)	無	し	-	13	21	25
---------	---	---	---	----	----	----

(ウ) 地区の問題点(地元アンケートにおける記述式回答の上位 5 項目)

迷惑な客引きの横行
 放置自転車が多く道幅が狭くなり、車が通ると歩けない
 夜間道が暗く怖い(特に地区の南側)
 違法駐車が多く危ない
 看板を路上に出しているので歩きにくい

5 基本方針・取組方針

実証実験、アンケート調査等で明らかになった地区の問題点や課題を整理し、今後のまちづくりについて、3つの基本方針と、それぞれの取組方針を取りまとめた。

【基本方針・取組方針】

歩きやすい歩行空間の確保	
・歩車分離の推進	・放置自転車対策の推進
・路上駐車対策の推進	・店舗等の看板対策の推進
安全・安心な環境づくり	
・継続性のある防犯活動の組織づくり	・防犯設備の充実
・暴力団や違法風俗店の排除	・客引き対策の推進
魅力的な商業地の形成	
・賑わいの創出	・街の案内の充実
・街並み景観の向上	・地区へのアクセス向上

6 本調査と関連する活動実績

実証実験に対する事業者の協力は以下のとおり。

- 1 広島電鉄株式会社による夜間循環バス臨時運行への協力
- 2 広島県トラック協会、広島県タクシー協会及び広島県個人タクシー協会は、会員各社に仮設貨物車駐車帯の利用を通知
 通り内に貨物車駐車帯を 6 か所仮設
 7:00～19:00 貨物集配中の貨物車の停車可
 19:00～7:00 客待ち中のタクシーの停車可
- 3 広島市廃棄物処理事業協同組合のゴミ収集業者による作業時間の変更、収集コースの変更、作業員の増員等の協力

7 本調査の成果や調査の過程で顕在化した課題など

- 地元住民や事業者等へのアンケート調査では、流川・薬研堀地区の問題点として、迷惑な客引きの横行、放置自転車・違法駐車・路上看板が多いので安心して歩けない、地区の南側は夜間暗いので怖いなど、が指摘された。
 一方、実証実験を通じて「歩行環境に対する意識を変える良い機会になった」、「実験期間が短い。このような取組みは継続が必要だ」などの意見も多く、地元の住民や事業者が、自分たちのまちの将来を考えようとする機運の芽生えが感じられた。
- 当該地区のまちづくりを推進するためには、「歩きやすい歩行空間の確保」、「安全・安心な環境づくり」、「魅力的な商業地の形成」といった幅広い対応が求められる。
 行政サイドに法的な制約や予算上の制約などがある中で、いかにして関係者が知恵を出し合い、地元の中での合意形成と事業への協力に繋げていくかが今後の大きな課題である。
- まちづくりを全体の総意にまで高めることは容易なことではないが、具体的な施策の実現に向け、地元、広島県警察、広島市がさらに連携するとともに、関係機関を含めた新たな推進体制を横断的に組織し、積極的に取り組む必要がある。

資 1-2 . 全国都市再生モデル調査と全国 11 か所のモデル地域の概要

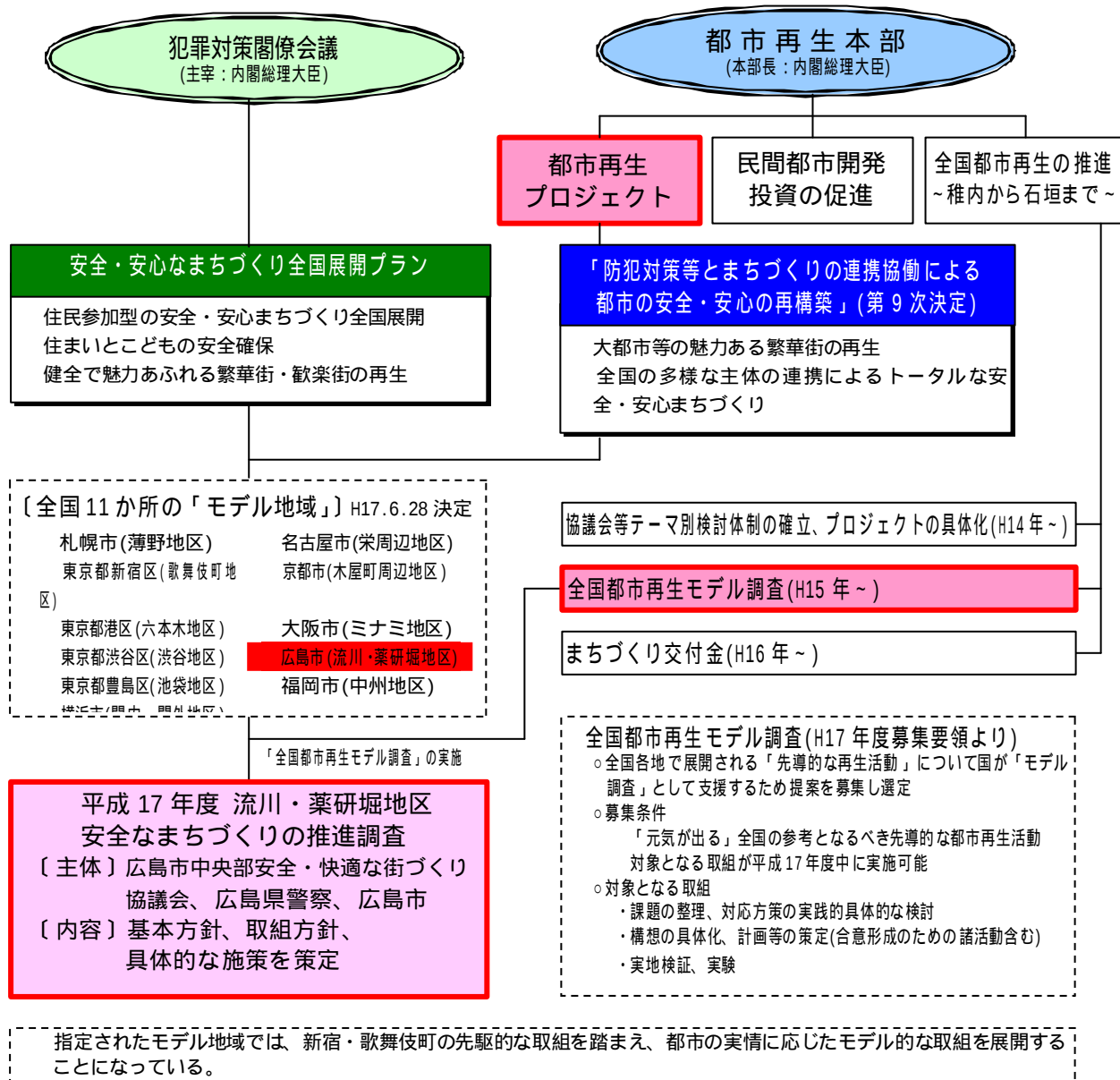
流川・薬研堀地区は、平成 17 年(2005 年)6 月 28 日に「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(犯罪対策閣僚会議)及び「都市再生プロジェクト」(都市再生本部)のモデル地域の 1 つに指定され、防犯対策とまちづくりの連携協働による「安全で魅力ある繁華街の再生」に向けた取組を展開することとなった。

その取組の初年度にあたる平成 17 年度においては、「全国都市再生モデル調査」(都市再生本部)を実施し、歩車道分離等の実証実験やアンケート調査、交通量調査などを実施するとともに、安全・安心なまちづくりの実現に向けた基本方針、取組方針及び具体的な施策を取りまとめた。

この施策をより実効性の高い計画とするため、平成 18 年度、地元、関係機関・団体をメンバーとする協議会を設置し、「流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進計画」を取りまとめた。

このプロジェクトとモデル調査の位置づけは以下のとおりである。

▼ 流川・薬研堀地区における取組の位置づけ



資 1-3 . 流川・薬研堀地区の現況

1 地区の現況

(1) 人口と世帯数

項 目	平成 12 年	平成 17 年
人 口	2,907 人	2,688 人
世帯数	1,776 世帯	1,717 世帯

出典：国勢調査統計、一部地区外を含む

(2) 住所地と町内会

住居表示上の町 = 10 町

町内会 = 11 町内会

(3) 店 舗

風俗営業等店舗数 = 3,435 店 [全国第 4 位]

深夜飲食店舗数 = 3,048 店 [全国第 1 位]

出典：

警察庁「指定 12 都道府県警察管轄の歓楽街地区の比較分析結果について」
(平成 18 年 6 月 19 日付宮城県警察本部長発)

*調査対象：12 都道府県 21 地区の歓楽街

(警視庁、北海道、埼玉、宮城、千葉、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、福岡)

(4) 商 店 街

中央通り・流川通り・えびす通り沿線に、7 つの商店街

(5) 駐 輪 場

地区内の駐輪場台数 = 980 台 (紙屋町・八丁堀全体 = 約 4,800 台)
(平成 18 年 2 月現在)

(6) 駐 車 場

地区内の駐車場 = 25 か所 (平成 18 年 2 月現在)

駐車場台数 = 約 2,100 台 (平成 18 年 2 月現在)

(7) 交 番

新天地交番と弥生町交番(広島東警察署管内)

(8) 犯 罪 密 度

新天地交番 = 県内トップ

弥生町交番 = 県内 4 番目

▼ 犯罪密度の順位(1km²当りの犯罪認知件数)と刑法犯罪認知件数

	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
新天地交番	1 位 [件数 : 626 件]	1 位 [件数 : 538 件]	1 位 [件数 : 444 件]	1 位 [件数 : 440 件]
弥生町交番	3 位 [件数 : 355 件]	4 位 [件数 : 303 件]	4 位 [件数 : 238 件]	4 位 [件数 : 296 件]

出典：県警統計

(平成 18 年上位犯罪種別) 新天地交番 自転車盗:69 件、器物損壊:51 件、暴行:36 件、すり36 件
弥生町交番 自転車盗:40 件、障害・障害致死:19 件、暴行:15 件

(9) 土 地 利 用

用途地域 = 全域 → 商業地域

地区計画 = 中心部 → 都心コア商業地区

周辺 → 都心幹線道路沿道地区、平和大通り地区、
リバーフロント地区

その他 = 平和大通り沿道建築物等美観形成要綱対象区域

リバーフロント建築物等美観形成協議制度対象区域

2 流川・薬研堀地区を取り巻く条例や法の主な動き

(1) 「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の一部改正 (通称：県迷惑防止条例)

ア 施行 : 平成 18 年(2006 年)5 月 1 日

イ 改正の概要 : 不当な客引き、勧誘行為等に対する規制強化
ピンクビラ等の配布行為等に対する規制強化
暴力団員による地回り行為等に対する規制強化
行政処分規定の新設
卑わいな行為等の罰則引き上げ

(2) 「広島県歓楽街雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例」の制定 (通称：県風俗案内に関する条例)

ア 施行 : 平成 18 年(2006 年)6 月 1 日

イ 施行の概要 : 表示等に関する規制
案内所内外における表示等
* 性風俗営業等で提供される行為等を表す写真等
* 性的な環状を刺激する文字等
時間に関する規制
* 午前 0 時(特定の地域は午前 1 時)から日出時までの時間
における風俗案内
騒音に対する規制
案内所周辺における騒音
年少者(18 歳未満)に対する規制
* 午後 10 時から翌日の日出時までの時間における利用者
に接する業務への従事、及び利用者としての立入

(3) 「道路交通法の改正による新駐車対策法制」

ア 施行 : 平成 18 年(2006 年)6 月 1 日

イ 改正の概要 : 短時間による放置駐車違反に対する取締り
民間の駐車監視員による放置駐車違反の確認と確認標章の取付
悪質・危険・迷惑な違反を重点に短時間の放置駐車取締り強化
車両の所有者などを対象とした放置違反金制度の導入
放置違反金の滞納者への車検拒否制度の導入
常習的な違反車両に対する車両の使用制限命令制度の導入

資 1-4 . 健全で魅力的な流川・薬研堀地区への取組

▼ 平成 15 年 (2003 年) 4 月に開始した環境浄化作戦以降の主な取組

H15. 4.	広島東署「リバークリーン作戦」(環境浄化作戦)を開始
H15. 5. 8	「広島市中央部安全・快適な街づくり協議会」が設置された
H15. 5.	「繁華街安全・快適な街づくり推進本部」設置(広島東署)
H15. 9.	「広島地区風俗環境浄化対策本部」設置(広島東署)
H15.10.	広島県タクシー協会「客待ちタクシー巡回指導(徒歩指導)」を実施
H16. 2.23~ 28	広島市中央部安全・快適な街づくり協議会 仏だん通りの一部で「歩・車道分離(カラーコーン)」の社会実験、歩行者、タクシー運転手等にアンケート調査を実施
H16. 3.10	薬研堀町内会「住所記載の案内ステッカー」を掲示
H16. 7. 1	「広島県警組織犯罪・風俗総合対策本部」設置(県警本部)
H16. 7. 1	「流川・薬研堀等盛り場組織犯罪・風俗特別対策推進本部」設置(広島東署)
H16.11.	広島市中央部安全・快適な街づくり協議会 客引きに関するアンケート(店主対象)を実施
H16.12.	広島東署 治安聞き取りアンケートを実施
H17. 1.	広島東署 週末夜に「移動交番車：堀川町警察官詰所」開設
H17. 2.25~ 26	広島東署 仏だん通りの一部夜間歩行者専用(街づくり協 アンケート)を実施
H17. 3.	中区 流川通りの一部に「ポストコーン」を設置
H17. 4.20	広島県タクシー協会 「客待ちタクシー巡回指導(指導車)」を実施
H17. 5.17	「地域安全安心ステーション」モデル事業の実施地区に指定(警察庁)
H17. 6.17	広島市中央部安全・快適な街づくり協議会 4 部会設置(駐輪駐車パトロール、客引き、違法看板、暴力排除)
H17. 6.24	全国都市再生モデル調査に「流川・薬研堀地区安全なまちづくりの推進」が選定
H17. 6.28	都市再生プロジェクトの全国 11 のモデル地域の 1 つに「流川・薬研堀地区」が指定
H17. 7.12	広島市中央部安全・快適な街づくり協議会 「客引き解消講習会」を開催
H17. 7.14	リバークリーン作戦と放置自転車撤去を同時実施(初の試み)
H17. 7.23	広島市中央部安全・快適な街づくり協議会 「あんしんセントラルステーション」開所
H17. 9. 1	「流川・薬研堀等歓楽街特別対策推進本部」設置(県警本部：行政施策担当、取締担当)
H17.10.28	広島市中央部安全・快適な街づくり協議会「街づくり研修会」開催(講師：愛知学院大学 小川富之教授)
H17.11.10	広島中央署 タクシー待機所社会実験を開始(YMCA 本館北側(八丁堀)、地藏通り)
H17.12. 9	広島県警が地区内に街頭防犯カメラ(30 台)を設置(運用開始)
H17.12.15	広島市が地区内 2 か所に路上駐輪場(280 台)を設置(供用開始)
H18. 1.20	都市再生モデル調査「実証実験」開始(薬研堀通り歩車道分離~ 2/2、夜間バス運行 2/18)
H18. 1.26	広島市・地元・広島県警が共同で「放置自転車等を夜間撤去」を実施
H18. 3.14	広島中央署・広島東署 タクシー待機所社会実験開始(相生通り、鯉城通り)

▼ 平成 18 年 (2006 年) 4 月以降の主な取組

- H18. 4.10 都市再生モデル調査:「流川・薬研堀地区安全なまちづくりの推進調査報告書」を提出
- H18. 4.13 広島市中央部安全・快適な街づくり協議会 「リパークリーン作戦」(環境浄化作戦)と「放置自転車等の夜間撤去」を実施(以下、主催は省略)
- H18. 4.27 広島市「放置自転車等の夜間撤去」を実施(今年度から月 2 回)
- H18. 5. 1 「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の一部改正(通称:県迷惑防止条例)
- H18. 5.11 不当な客引きや勧誘行為等、ピンクビラ等の配布行為等に対する規制強化
- H18. 5.25 「リパークリーン作戦」(環境浄化作戦)と「放置自転車等の夜間撤去」
- H18. 6. 1 「広島県歓楽の雰囲気過度に助長する風俗案内の防止に関する条例」の制定(通称:県風俗案内に関する条例)
- 案内所内外における表示等、時間、騒音、年少者に関する規制等の強化
- H18. 6. 1 「道路交通法の改正による新駐車対策法制」の施行
短時間による放置駐車違反に対する取締り
- H18. 6. 5 違法風俗店・暴力団の排除により健全なまちづくり連絡会(第 1 回)(県警本部、東署、県宅建協会、不動産協会、市中央部街づくり協議会、社交飲食、ビルオーナー、広島市)
- H18. 6. 8 「リパークリーン作戦」
- H18. 6.28 「リパークリーン作戦」
- H18. 7.13 第 1 回 流川・薬研堀美化ピカ隊による清掃活動を実施
- H18. 7.27 「リパークリーン作戦」と「放置自転車等の夜間撤去」
- H18. 8. 2 「放置自転車等の夜間撤去」
- H18. 8.10 流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会の設置、第 1 回開催
- H18. 8.24 「リパークリーン作戦」と「放置自転車等の夜間撤去」
- H18. 8.29 「放置自転車等の夜間撤去」
- H18. 9.14 流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会幹事会第 1 回開催
- H18. 9.15 「リパークリーン作戦」と「放置自転車等の夜間撤去」
- 流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会ワーキンググループ第 1 回開催(3 部会合同)
- H18. 9.28 「放置自転車等の夜間撤去」
- H18.10.12 「リパークリーン作戦」と「放置自転車等の夜間撤去」に、美化ピカ隊による清掃活動と流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり協議会ワーキンググループ(3 部会)が初参加。終了後、部会毎に現地視察会を実施
- H18.10.26 「放置自転車等の夜間撤去」
- H18.11. 9 「リパークリーン作戦」、美化ピカ隊による清掃活動と「放置自転車等の夜間撤去」
- H18.11.24 「放置自転車等の夜間撤去」
- H18.12. 1 「放置自転車等の夜間撤去」
- H18.12.14 「暴力追放・明るい街づくり総決起大会・街頭パレード」を実施
- H18.12.21 「リパークリーン作戦」
- H19. 1.11 「リパークリーン作戦」と「放置自転車等の夜間撤去」
- H19. 1.18 「リパークリーン作戦」と「放置自転車等の夜間撤去」
- H19. 1.25 「放置自転車等の夜間撤去」
- H19. 2. 8 「放置自転車等の夜間撤去」
- H19. 2.15 「リパークリーン作戦」、美化ピカ隊による清掃活動と「放置自転車等の夜間撤去」
- H19. 2.22 「放置自転車等の夜間撤去」の実施
- H19. 3. 8 「放置自転車等の夜間撤去」の実施
- H19. 3.15 「リパークリーン作戦」、美化ピカ隊による清掃活動と「放置自転車等の夜間撤去」
- H19. 3.22 「放置自転車等の夜間撤去」の実施
「放置自転車等の夜間撤去」の実施

資料 2 . 用語解説

ア行

- | | |
|-----------------|--|
| 青色防犯灯 | ・平成 12 年にイギリス北部の都市「グラスゴー」において、景観改善のため街路灯をオレンジ色から青色に変えたところ、犯罪発生件数が減少し注目されたもので、国内では、平成 17 年 6 月に、全国で初めて奈良県内で設置されたのを皮切りに、全国で設置の動きが広がっている。 |
| アフターコンベンション | ・見本市・シンポジウム・博覧会など、コンベンションの後の催しや懇親会。 |
| あんしんセントラルステーション | ・地元町内会長が個人で建てた、流川・薬研堀地区の住民パトロールの拠点(警官立寄所としても利用)で、仏だん通りに面した堀川町の新築ビルの敷地内に設置されている。 |

カ行

- | | |
|-----------|--|
| 子ども緊急通報装置 | ・非常用赤色灯・非常ベル・インターホン(緊急通報ボタン、マイク、スピーカー、通報者撮影カメラ)等を整備したもので、通報ボタンを押すと、赤色灯・非常ベルが点灯、鳴動し、警察への直接通報が可能となる。平成 14 年度「子どもを守る緊急支援事業」として全国に整備が始まり、広島市には平成 16 年度に安佐南区などに設置された。 |
| 共同集配場 | ・トラック事業者が共同で利用する中継集配場のこと。 |

サ行

- | | |
|-----------|---|
| 少年指導委員 | ・風営適正化法に基づいて都道府県公安委員会から委嘱を受け、飲酒・喫煙をしている少年や家出した少年等に対する必要な指導・助言や保護者への連絡、少年を有害な風俗環境の影響から守るために風俗営業者への協力要請等を行う。 |
| 少年補導協助員 | ・警察本部長から委嘱を受け、地域における少年の非行防止を図るため、街頭補導、少年相談活動、有害環境浄化活動その他非行防止活動推進に資する活動を行う。 |
| 職域安全推進連絡員 | ・職域防犯団体相互の連携強化と活性化を図る等のため、警察署単位に職域防犯団体の参加者に委嘱され、職域における犯罪防止のための取組を推進する。 |
| 人材バンク | ・平成 9 年 6 月から運用を始めている制度で、まちづくり市民交流プラザにおいて、仕事や趣味を通じて得た知識、技術、特技、資格などを持つ人材を登録し、市民活動団体などに紹介・斡旋するもの。平成 19 年 2 月末現在で 194 人、223 件が登録されている。 |
| スーパー防犯灯 | ・赤色回転灯、サイレン、ドーム型防犯カメラ、インターホン、緊急通報ボタンを装備した街頭緊急通報システムの通称。緊急通報ボタンを押すとサイレンが鳴り、インターホンで警察署の警察官と直接通話ができるとともに、その地区にある全てのドーム型防犯カメラが連動して作動する。 |
| 青少年指導員 | ・地区青少年健全育成連絡協議会からの推薦を受け、市長が委嘱する。地区担当と情報担当により構成され、地区担当青少年指導員は小学校区内で街頭補導活動、青少年相談活動、地域環境浄化活動、情報連絡活動等を行い、情報担当青少年指導員はデパート、スーパー等の店舗における青少年の問題行為の防止等を行う。 |

タ行

- | | |
|----------|----------------------------|
| 体感治安 | ・人々が実際に肌で感じる治安の良し悪しに関する感覚。 |
| タクシーベイ | ・タクシーの待機場。 |
| 端末荷さばき作業 | ・配送先の直近で行う荷さばき作業のこと。 |

タ行

- | | |
|-------------------|---|
| 地域安全安心ステーションモデル事業 | ・ 警察庁が策定した「犯罪に強い地域社会」再生プランに基づき、地域住民が自主的に管理運営する施設や建物で、各種自主防犯活動の拠点として機能し得るものを「地域安全安心ステーション」と位置づけ、ここを中心として行われる防犯パトロール等の自主防犯活動に対して、警察庁から必要となる物品等の支援が行われる。 |
| 地域安全推進員 | ・ 地区防犯組合連合会長と警察署長が連名で委嘱。防犯に関する指導及び相談、防犯意識を高めるための広報活動、情報伝達、防犯パトロール、関係機関への連絡通報等の活動を、活動区域内の住民、事務所、ボランティア、警察署、交番等と連携して行う。 |
| トラック用パーキングメーター | ・ 荷さばき用に設置された路上の時間制限駐車スペースで料金メーターのこと。 |

ハ行

- | | |
|----------------|--|
| ファシリテーター | ・ ワークショップなどの会議において、一人一人の持っている経験や知識、アイデアを引き出し、市民参加のプロセスを促進しながら会議を進行する者。まちづくり市民交流プラザでは、人材を育成するため、毎年度養成講座を開催している。 |
| ポケットローディングシステム | ・ 配送用車両のための小規模(1~2台)な駐停車施設を路外に設けることで、荷さばきの効率化を図ろうとするもの。 |
| ボラード | ・ 景観を損なわず、歩道と車道を区別し、安全を保つ車止めのことで、素材や形状などそのデザインは様々。 |

ヤ行

- | | |
|-----------|---|
| 家守(やもり)事業 | ・ 家守とは、古くは江戸時代、地主に代わって宅地内の諸事を差配する職業を営む者を指し、現代においては「行政・地域住民等と連携して、空き室等を従来と異なる用途に転換し、その地域に新たな経済の担い手を誘致し育成する民間事業者」のことを指す。新宿・歌舞伎町における家守事業が有名。 |
| 夜間タクシーベイ | ・ 一般的に昼間はバスベイやトラックベイとして利用している場所を、夜間に限りタクシー利用者の乗降場所やタクシー待機スペースとして供するもの。 |

ラ行

- | | |
|-----------|--|
| リバークリーン作戦 | ・ 広島県警察が「流川」の川にちなみ名づけた「環境浄化作戦」のことで、地元の方と警察等が一体になり、街頭パトロールなどによる各種犯罪取締り、駐車違反取締り等、官民一体で取り組んでいる活動。 |
|-----------|--|